

招集期日 平成23年9月7日(水曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第2委員会室

開 会 9月7日(水曜日)午前 9時30分

閉 会 9月7日(水曜日)午後 2時35分

出席委員 委員長 金澤 秀信 副委員長 横田 淳一
委員 石田 芳夫 委員 関谷 真奈美
委員 塩屋 和雄 委員 駒井 勲
委員 友山 信夫

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 環境経済部長 建設部長
区画整理部長 水道部長
関係職員

委員会に出席した事務局職員 高山 勇 鹿山 明美

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより都市経済常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、一般議案4件、補正予算7件の計12件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、議案第59号の条例の審査、議案第61号から第64号までの一般議案の審査、議案第67号及び第71号から第76号までの補正予算の審査の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

次に、議案第67号の一般会計補正予算の審査につきましては、環境経済部所管のもの、建設部所管のもの、区画整理部所管のもの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、関係者以外の方の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時31分 休憩

午前 9時32分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第59号 入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び入間市都市計画法に基づく開発

許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

委員長 初めに、議案第59号 入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び入間市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部からの説明を求めます。

提案理由の説明

環境経済部長 おはようございます。入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び入間市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。これは両部にまたがることですが、私のほうから提案の理由を申し上げさせていただきますと思います。

今回の改正は、地方自治法の改正がされ、8月1日に施行されたことにより、この2つの条例を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

地方自治法第2条第4項で基本構想を定め、これに即した行政の運営を行うことと定めておりましたが、この義務づけが廃止されたことにより、提案している2つの条例の上位法である廃棄物の処理及び清掃に関する法律と国土利用計画法が改正されました。これに伴って、今回改正をしたいわけですが、入間市は自治法が改正されても、平成28年度までは第5次入間市総合振興計画が存続しており、これに即して各計画は進められておりますので、単に上位法の規定を削除するのではなく、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に即して定めるものとする改正したいものでございます。

なお、施行は公布の日としたいものでございます。

以上で提案の理由の説明を終わります。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 今回の条例改正のもとになった地方自治法の改正ですか、この中で義務づけが廃止されたというか、この趣旨はどういうことなのか、法律改正の趣旨。

環境経済部長 今の現政権下におきまして、地方が地方で決めた要するに政策を実行するために、この地方自治法の第2条第4項ですべてを縛ってやるという形をなくしたと聞いております。要するに上位法の地方自治法でいろいろな基本計画とかそういうものを決めてもいいし、決めなくてもいいと。決める場合、ここでいう、今の規定でいけば議会の議決を必要とするというふうになっているわけですが、そのような手続を経なくてもいいと、そういう自由の選択肢を広げるような形で改正の趣旨はされていると聞いております。

石田委員 これ長期間にわたって、こういった形で地方自治法で規制してきて、その計画つくらなくてはならないという形になっていたものが、何か障害が出てきたので、もうちょっと自由に

させようという方向になったのでしょうか。もしそういった形で変わったのなら、何か今までやってきた上での障害というか、何かあったのかどうかというのはどうなのですか。

環境経済部長 特に入間市のことで申し上げますと、この地方自治法第2条第4項でうたわれて基本計画を策定してやっていたことに対していろいろな障害があったというふうなことは一切ございません。むしろその基本計画を議会に提案し、審議していただき、議決をいただくことによって、やはり民意を素直に反映したものとなるという形で我々は理解しておりますので、これが廃止されたからといって、基本のこれをつくらないとか、議会に諮らないシステムをつくるとか、そういうことはやらないという方針だということは企画のほうから聞いております。

石田委員 市のほうでどういうふうに対応するかという話ではなくて、法を改正した趣旨という点から、何かそういった問題があったのでしょうかということなのですかけれども。

環境経済部長 我々のほうは、具体的に改正の趣旨の中で障害があったからとは聞いておりません。したがって、現政権下において、いわゆる地方へ地方の自由度を増すというような政策を進めているわけですから、そういうものの一環だと解釈しております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第59号 入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び入間市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時38分 休憩

午前 9時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第61号 市道路線の廃止について

議案第62号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第61号 市道路線の廃止について、議案第62号 市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 おはようございます。それでは、議案第61号 市道路線の廃止について及び議案第62号 市道路線の認定につきましては、関連がございますので、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第61号で廃止をいたします市道F96号線につきましては、案内図のとおりでございますが、市道F97号線から不老川までの行きどまりの道路でございます。

次に、議案第62号の案内図をお開きいただきたいと思います。今回事業主である一建設株式会社が都市計画法に基づき築造しました道路がF96号線につながり、市道F95号線まで通り抜けられることになりました。そこで、路線を整理するため、議案第61号で廃止をし、議案第62号で当該廃止路線と帰属された道路を統合し、市道F96号線として再度認定するものであります。

路線の起点、終点等、細部につきましては資料をご参照いただきたいと思います。

以上で提案の理由の説明を終わりにいたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 4メートル20でしたか、4メートル20で全体的に最終的には全部広がっていくのかなと思いますので、273-4、まだこれは認定に含まれていませんね。

それと、それがどうなっているのかと、もう一つは272-1ですか、これは将来的に同じような形で一方的な後退で協力してもらおうという形がとられているのかどうか、その点お聞きします。

道路管理課長 まず、ご質疑の1点目の273-4についてどうなっているのかということでございますが、現在この部分につきましては、道路がもう既に舗装されて排水溝も整備されております。これにつきましては、今回のこの開発の区域から外れて、やはり同じく一建設さんが現在このF96号線というのは建築基準法上の第42条第2項道路の指定を受けておりませんので、いわゆる一方後退をする形で道路を広げて、その部分について道路管理者の施工承認という形で、要するに自分たちでつくって、そのでき上がった分は市のほうに寄附すると、そういう方策をとりながらつくったものでございます。寄附申請を8月5日に受けまして、

検査を8月11日に行い、受け入れの決定を8月18日に行っております。まだ所有権移転につきまして、今手続中でございます。まだ市の名義にはなっておりませんが、間もなく市の名義になる状況でございます。

それと、あともう一点の272-1について、将来的にはどうなるのかというご質問でございますが、これにつきましては、その地主さんに口頭ですが、聞き取り調査を行いました。そのことによりますと、将来的には道路を一方後退いたしまして、全幅4.2メートルにしまして、市のほうへ用地を寄附するというお話をしていただいております。

以上でございます。

石田委員 念のためにお聞きしたい。272-1というのは、これは国有地ではないですね。

道路管理課長 民地でございます。

友山委員 今に関連しているのですけれども、272-1のところの将来寄附をすると、後退するというのですけれども、今舗装になっていませんけれども、この舗装については、どのように考えているのでしょうか。

道路管理課長 まだ地主さんのほうで、将来的にどういう形ですか、いわゆる例えば住宅メーカーに売り払うのか、それとも自分が何かされるのか、全然その辺わかりませんので、とりあえずその広がったところの道路について、いわゆる舗装を基本的にはその寄附の申し出た方にやっていただくようになるのかなと思いますけれども、そこまで細部に詰めておりませんので、その時点で考えていきたいと思っております。

友山委員 今ちょっと違ったかもしれませんが、私が言っているのは、将来はセットバックするという、それで寄附をするという意向があるということなのですけれども、現況が2メートルぐらいですか、の砂利道になっていますけれども、今この97号線から95号線まで舗装を抜いてあるわけなのですけれども、ここはたしか砂利道になっていると思うのです、まだ。これについて、認定されたらば速やかにここが舗装されるのか、していただけるのかということをお聞きしたいのですけれども、ここの部分だけ。

道路管理課長 ここにつきましては、基本的に車が通り抜けなくても大丈夫のような形になっています。といいますのも、今回帰属を受けました開発をされたところにつきましては、いわゆる袋路というのですか、行きどまり道路のごとくので、回転広場が2カ所設けてあります。そこで回転をして、また入っていった道ですから、市道F95号線のほうへまた戻るような形になっております。それと、もともとありました西側のF97号線から入ってくる場所につきましては、今でもそうですけれども、もともとそこには通り抜ける形ではなくて、いわゆる今砂利道ですので、人しか通れないような道でございますので、しばらくの間はこの砂利といいたいでしょうか、泥といいたいでしょうか、そういう状態にしておきたいなと思っております。

友山委員 私が言うのは、通り抜け道路として認定されまして、車通れますよね、ここのところは一

応は。それぐらいの幅員ありますよね、1台が通れるだけの。

道路管理課長 通れるは通れますけれども、もうぎりぎりだと思います。1.74メートルぐらいしかないで、細いです。こう言うてはなんですけれども、畑のあぜ道のような感じです。ですから、軽自動車なら通れると思いますけれども、クラウンクラスだとちょっとわきこすってしまうような、さくみたいのがしてあるのです。それにこするかなぐらいの広さしかございません。

友山委員 もちろん道路もそうですけれども、道というのは通行者もあるわけです。これ通学路なんかになる可能性もないことはないと思うのです、こちらに住んだ方が。そうすると、そこが道路認定して、間と間まではちゃんときちっと起点と終点のところには舗装がされて、その間だけが砂利道というのは、非常に道路形態として私は好ましくないと思っているので、私はそこは舗装すべきだと思っていますので。

以上です。

委員長 答弁はいいですね。

友山委員 答弁はいいです。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第61号 市道路線の廃止について、議案第62号 市道路線の認定についてを一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第63号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第63号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 議案第63号 市道路線の認定について提案の理由を申し上げます。

この市道F679号線につきましては、事業主であります平岡ハウジング株式会社が都市計画法に基づいて築造いたしました、片仮名でいうところのコの字型をしました道路で、事業主から帰属されたことに伴い、市道として認定するものでございます。

路線の起点、終点等、細部につきましては、資料をご参照いただきたいと思います。

以上で提案の理由の説明を終わります。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 377-14というのは何か細長いのがあるのだが、これは何か意味があるのでしょうかということと、377-18というのは道路を将来的に接続して延長させるという意味であけているのでしょうか。

道路管理課長 まず、377-14、細長いところですが、これはごみ置き場でございます。

それと、次に377-18なのですが、これにつきましては公図写しのところの今言われているところの上側、北側になりますが、376-2という土地がございます。この土地が無接道地というのですか、道路に接続していない土地であることから、この土地所有者である方が多分将来の土地利用を考慮したのだと思います。事業主の平岡ハウジングさんより、その今377-18という土地をこの開発と同時に購入をして、整備をしたものです。ですから、これは道路ではなくて、その個人の方がお持ちになっている土地ということになります。現況なんかを見ると道路みたいになっておりますけれども、実際は今そういう状態になっているということでございます。

以上です。

友山委員 今の石田委員の377-18の件なのですが、これは将来的に通抜け道路にできるような市のほうの、行政側のほうの要望というか、要請みたいなことはあったのでしょうか。

道路管理課長 そのようなことはありませんでした。

友山委員 次のところに、680号のところにあるのですけれども、以前に金比羅神社というのは左の下に書いてあるのですが、案内図のところ。これのところに見出シ野の1146だと思っておりますけれども、ここのところに金比羅神社のところの図のところ、ここのところの右ちょっと上のところなのですけれども、ここのところの開発するときに、これと47というのはその隣にいっぱい住宅がありますね。ここに道路が入っていますね、下にずっと6メートルの道路が入っているのですけれども、これは市のほうでこの当時は通抜けに防災上だとか、交通の便を含めての指導があって、ここのときは強制的といいますか、道路を将来つなげるようにお互いに道路部分を残しておくというか、そういう指導があったのです。それに関連しているのかと思って質疑したのですけれども、そういう指導は今行っていないのですか。こういう大きな土地がありますね……

委員長 済みません。暫時休憩いたします。

午前 9時52分 休憩

午前 9時53分 再開

委員長 会議を再開いたします。

友山委員の質疑に対する答弁をお願いいたします。

道路管理課長 今この376-2という土地につきましては、先ほど申し上げたとおり、安川通りにも面してございませんし、その南側のF51号線に面していない、いわゆる島地みたいな土地でございます。そのことについて、個人の土地ですから、将来この土地を例えばこの方が開発か何かをされたときの段階で、今現在ですと、何しろ接道がないわけですから、その方は将来のことを考えてここの接道するための土地を今のうちに用意をしているということで、あとこれから先、多分その中で片仮名でいうコの字型にするのか、コの字型にするかわかりませんが、もしくはお隣の方と共同して安川通りに抜けさせるようにするのか、その辺ちょっとわかりませんが、何にしても公道へはどこかしらに通じるような形、防災上、その辺については開発の段階でいわゆる指導課とか私どもも含めて市として指導はしてまいりたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第63号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第64号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第64号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 それでは、議案第64号 市道路線の認定について提案の理由を申し上げます。

この市道F680号線につきましては、事業主である株式会社住協が都市計画法に基づいて築造いたしましたアルファベットのL字の形をしました道路で、事業主から帰属されたことに伴い、市道として認定するものでございます。

路線の起点、終点等につきましては、資料をご参照いただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わりにいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 この場所は、かなり傾斜地の上のほうという感じになるかと思うので、雨水処理というのはどんな形で進んでいくのでしょうか。不老川までどこまでこういった形の経路で続いていくのかお聞きしたいのですけれども。

道路管理課長 まず、今現在の開発地内の雨水につきましては、どの開発でも皆同じだと思いますが、その開発の区域の中に降った雨については、その開発の中で処理をしろということの前提に基づいて指導しておりますので、まず各宅地の中に浸透ます並びに浸透トレンチ等を設置してあります。

それと、あと道路の中につきましては、いわゆる公道へ出る直前に勾配があるわけですが、流れる直前には浸透井ですか、を設けて、そこで浸透させるようにしております。

特にこの現場、委員さんをご指摘のとおり、結構急傾斜地なものですから、ちょっとそれだけでは怖いというのがございまして、これは開発業者さんをお願いをして、していただいたのですが、市道F23号線、南北に走って不老川のほうへ向かっていくのですが、この道路にもともと側溝が入ってしまっていて、いわゆる開発地側のほうに側溝が入ってしまっていて、既存にグレーチングの横断側溝が1カ所あったのですが、それだけではちょっと怖いということで、もう一カ所、いわゆるその北側、開発地側のほうに、このF23号線を横断するような横断側溝、グレーチングのやつ、二重でやって、それを今ある既存の側溝につなぐ形にしております。この側溝につきましては、最終的には不老川のほうへ流れるということでございます。

〔(どういうルートで) と言う人あり〕

道路管理課長 ちょっとルートまでは調べておりませんが、多分的には、今ちょっと言葉で言いづらいのですけれども、これはあくまでも資料がないので、私のちょっと勘になるのですけれども、案内図よろしいですか。案内図の今下側に路線名、起点、終点とございますね。その終点の点という字ございますね。その上に持っていったところに北側から南におりている道路があるわけですが、この通りか、もしくはもう一本西隣ぐらいの、その辺に多分不老川のほうへ流れていく排水溝があるのではなかろうかという気がします。

石田委員 現在これ案内図見ていましたら、直接不老川にこれは道路が接していない感じなのです。

場合によると、下のほうへ全部行ってしまうのかなという感じがしたものですから、そこで新たな開発がされて雨水が加わってくると、あふれるのではないかなという心配をしたのです。そういった点で、雨水処理がちゃんとされて、あふれる心配ないというふうを考えて大丈夫なのですか。

道路管理課長 先ほど冒頭申し上げましたとおり、開発地内の雨水というものにつきましては、その中で処理するということでのそういった雨水施設は整備されておりますので、万が一ということで、いわゆるもう一段、いわゆる道路上をはって行って、この下流側の人たちにご迷惑をおかけしないためにそういった横断側溝を協力してもらったということでございますので、今ご質疑のことからすれば、大丈夫ではないかと思うのですけれども。

石田委員 できたら、その辺も今後ちょっと調べてもらいたいことと、浸透井がつくられたという話、そのポリウムというか、大きさはどのくらいなのですか、容量は。

道路管理課長 浸透井2カ所設けております。それで、大きさにつきましては、まず内径90センチの井戸で、これ両方とも90センチです。それで、深さが1カ所のほうが1.5メートル、もう一カ所が3.5メートルで、道路勾配的には北から南へ行って西のほうへ行くようになっていきますので、ですので、一番その西側の既存のF23号線にぶつくと手前のところ、そこにある井戸が3.5メートルの深さ、深いほうでございます。それと、もう一カ所、1.5メートルにつきましては、F20号線から南へおりてクランクで折れるわけです。その折れる手前に1カ所ある、それが1.5メートルのものでございます。

以上です。

友山委員 関連しまして、雨水排水の件なのですが、まず最初に浸透ますの件なのですけれども、90センチというと、こんなものですね、内径ですから。直径ということでしょう、内径ということは半径ではないから。あその土地は、たしか赤土なのですよ、地盤が。かなりの赤土が盛ってあるところなのです。ですから、とても3.5メートルぐらいでは砂利層まで果たして届くか、ぎりぎりぐらいかと思うのです。その辺は調べてあるのですか。

道路管理課長 ちょっと技術的な話になってしまうのですけれども、浸透井というか、地下に浸透させるというのは、もちろんそれが砂利層であったほうが水のはけはよろしいです。

ただ、今ご指摘の土地、この辺は多分関東ローム層だと思います。

〔(赤土ですか) と言う人あり〕

道路管理課長 赤土。関東ローム層というのは、こねなければ非常に保水力を持った土です。物すごく細かい穴がいっぱいあいているものですから、ですからあとは施工で、その90センチの井戸を設けますが、その井戸をただ赤土のところにはぽんと入れるわけではなくて、周りに砂利を単粒度砕石って、均一の大きさの砂利を結構周りに入れます。それと、あと泥が入ってこ

ないように透水性のシートを引いて、要するにそういうことで、そういう砂利から井戸に入った水が砂利に行き、砂利から今度関東ローム層に行くということで、決して雑排水等が入れば、また詰まることは多いですけども、そうではなくて雨水であるならば、そうは浸透能力は高いものでございます。

友山委員 砂利はかなりの厚さに、今内径90センチですけれども、例えば1メートル50とかの大きさでやっているという意味でとらえていいのですか。

道路管理課長 90センチとなりますと、ちょっと詳しい資料は今持ってきていませんけれども、多分両サイドに1メートルぐらい、外径で2メートルですか、2メートル真角ぐらい、2メートル真角の中に90センチの筒を入れて、その掘った間については砂利を入れていくということになるかと思いますが。

友山委員 それは3.5メートルまでということですね、砂利も。

道路管理課長 もちろん、もうちょっと深く入っています。底盤のところがございますので、それよりもちょっと入ります。

友山委員 先ほど石田委員が言った、雨水の不老川への件なのですが、今説明のとき、案内図の終点の点のあたりに不老川に入るのがあるではないかという話があったと思うのですが、その不老川に入る側溝というのは、左の上のほうの金比羅神社のほうの国道463号から来たところからずっと下がって大字の下藤沢と書いてある、ずっとこっちに来て、そこからちょっと終点の上に何か点が三角にありますね。この辺に来てこう来たというので、この雨水と今言ったF680号線関係のところから来た雨水は、そこに入るようなルートでは私はないと思っているのです。

今一番この辺で困っているのは、西武池袋線の不老川との接点の北側というか、その角、上からの水でここがはらんというか、溢水するところなのですね、今。この線路のきわに側溝というか、昔の土手の穴掘ったみたいのがあるのですけれども、この辺が溢水するところで、今不老川にはどこにも、今言ったところ以外には不老川に入る土管みたいなもの、どこも入っていないと思うのです。ですから、今の状況で来ると、この辺の降った雨はおおよそ下の住宅のあたりに影響があると思うのです。その辺はきちっと雨水の量と流れのあれは調査してあるのですか、その側溝などを指導するときに。

道路管理課長 先ほど申し上げましたとおり、開発に降った雨については、開発区域内で処理をするというのが原則でございます。ですから、そこで全部外に流さないのです。流さないような形で設計をさせて、そういった施工をさせております。

ただし、今言ったように、ここについて坂があるので、万が一ということがあるから、そういう意味で横断側溝を置いて既存の側溝につないだということであって、その開発ができたから、それでその水がふえたというようなことではなくて、もともとの道から来るよう

な道路の水があるわけですので、そういった水を今まで一重で、1つの横断側溝で構えていたのをもう一つ、2段構えでしようということ、いわゆるこの開発によってふえたということではなくて、開発があったから、ついでにもう一つ横断側溝をしてもらったというようなことで、今ちょっとおっしゃっている、これやったから下流のほうに水が行くのではないかという、そういったご心配よくわかるのですけれども、一応そういうことがないような形で指導というか、チェックをしまいでおるところです。

友山委員 それはよくわかっているのです、宅内で開発するときには。でも、現実では藤沢地区なんかでもそういうことで宅内で雨水の処理をするということにして、許可が出て実際に造成がされると、それがのみ切れなくて下へ、下というか、下流側というか、近隣のほうに影響が出てくる、これは上藤沢の神明神社の上方、あの辺の開発、それからせんだってあった金比羅神社のわきの55戸ですか、建ったところも宅内ですといたのですが、この間の集中豪雨のときには下のほうのお店の中にそこから来た水が宅地内処理できないできて、それが民家のほうに浸水したという、そういうことがあるので、宅内処理といっても今言ったような懸念があるから、これからも十分にその辺も含めて宅内処理といっても今言った地盤だとか、下の排水溝の不老川への流れの、実際には排水溝があっても不老川に入る口というか、排水口というのではないと思うのです。多分ないと思うのですけれども、どうですか。ちょっとわかりますか、それは。その辺までは。

道路管理課長 ちょっとお時間いただければ、課に戻ればその辺の、要するにすべてを網羅しているわけではございませんが、排水管図というのがございます。もしかしたら市が管理しているものであるなら、そういったもの図面上に落ちているかもしれません。それはお時間いただければ、見に行ってくることは可能です。

友山委員 それはまた、では後でいいです。

委員長 いいですか。

友山委員 はい。

委員長 では、後で……

道路管理課長 はい、わかりました。

先ほど石田委員さんのものも同じようなことでした。同じような質疑でございましたので、それは調べようとは思っていますけれども。

友山委員 特に不老川に厳しいのですね、今排水溝を入れるのは。許可、なかなか県で、国とかではないのですか。くれないですから、かなりあそこで、今度特に大橋を今改修しているので、土手を上げたのです。ですから、あそのところに旧不老川の河川敷なんかあるのですが、あの辺を幾らか処理していたのですけれども、あの上方のほうも今また宅地ができ始めて、非常に雨水がああの方に思いのほかたまるようになってきたのですが、不老川への排水

溝というのは、多分1カ所今あるだけかなと思っているのですけれども、それもちょっと余りよくない状況に今あると思うので、よく調べてもらいたいなと。これ関連していますので、上から来ますので、その辺の雨水排水については、十分に市のほうでも見てもらいたいと、対策を立ててもらいたいということ。

それと、もう一点いいですか。

委員長 はい、どうぞ。

友山委員 これ関連しているのか、上下水道については、ここは雨水なんかは宅地のところは接続できるのですか。

〔(本下水でしょう、本下水) という人あり〕

友山委員 本下水。

道路管理課長 開発でございますので、ここは市街化区域でございますから、公共下水道入っておりますので、もちろん水道もあります。ですから、つなげます。今回の全部の議案、みんな市街化区域の中ですから、公共下水道も入っております。

委員長 よろしいですか。

この地域については、私自身も地元に近いものですから、時々不老川が溢水したときなどは呼ばれていまして、非常に雨水の心配が絶えない地域ですので、これは別途都市経済常任委員会の今後の協議事項の中で、そういう雨水処理の問題について、改めて場を設けて各地域地域でお困りの場所を挙げていただいて、改めて検討していけたらというふうに考えておりますので、委員の皆さんのご協力よろしく申し上げます。

塩屋委員 今の雨水の関係で、多分埼玉県内の基準は基本的に1時間50ミリとか55ミリとか、その辺の数値で昔から来ていると思うのです。ところが、最近のいろいろな天災の関係見ていると、非常に集中的にということで、そのミリ数がえらくふえているという場合もあります。

そういった中で、例えば埼玉県の基準、ヘクター当たりどうのという、それだとか、あるいは市の開発指導において、そういった容量について、少し処理水をふやす必要があるかどうか、一般論としてそういった検討というのは何か行われているのかどうかを知りたいのですが、全然検討されていないとか。

参事兼建築指導課長 開発に伴う雨水の流水については、今の基準の中でずっとやっけていまして、今塩屋委員さんからご質疑があったようですが、それに対して見直しをやっているかということだと、現状ではその中の基準ではやっけておりません。

〔(現状何ミリですか。現状何ミリか言ってください) という人あり〕

参事兼建築指導課長 55.5ミリだそうです。

塩屋委員 今開発のことを言ったけれども、部が一緒なので、あれだけけれども、今実際には雨水管と

いうのはほとんど新規は公的なものがないと思うのだけれども、雨水の公共配管は今言った55.5ミリをベースに設計されていますね。そういったものも検討必要性というのは特に感じていないということでしょうか。

道路管理課長 これはちょっと道路管理課とは少しずれているかもしれませんが、いわゆる今言った問題というのは、公共下水道自体が河川へ速やかへ流すという前提に基づいていますので、河川自体が改修できない限り、いつまでたっても溢水はなくなるという状態が起こっている。それに対して、県のほうもこれは何とかしなければいけないということで、今何か動いている、情報は入っているのです。いわゆる何か特定都市河川浸水被害対策法だったかな、何かそのような法律があるのですが、その法律をいわゆる新河岸川のほうへ適用して、それでいわゆる下水道管理者と河川管理者と開発をするほうとあと道路とか、いろいろなところが集まっていわゆる今やっている基準ではどうもうまくいかないし、縦割り行政的なことになっているので、もう一回見直そうよという、そういった機運があるような情報は入っています。

友山委員 細かい話で申しわけないのですが、ちょっと勉強不足で悪いのですが、この公図の写しのところに1163-18ですか、隅切りのところがありますね、宅地内の2メートルですか、この道路は。こういうところの隅切りというのは、今するようになっているのですか。建築指導課のほうでは、こういう宅地内……

〔何事か言う人あり〕

友山委員 今の。

委員長 反対側はしていないのですよ、反対側がしていないのが問題なのです。これ反対側はしなくていいのかどうか。

友山委員 これはどういような指導をされていますか。

委員長 旗道路でしょう。

友山委員 旗道路というか、何ていうのだ、こういうの。

参事兼建築指導課長 開発の区画割の中で、こういうものをつくれという指導はないのですけれども、基準もないのですけれども、ただ最近の傾向の中で、この隅切り部分があると、その奥の宅地の出入りが非常に容易になるということで、多分これ多くは前の宅地と共有等で持ちまして、お互いにその塀かけないよという形で奥の宅地の土地利用をよくするというか、そういうのが目的でやられているのだと思うのですけれども、かなり多くの事例があります。

友山委員 何で今質疑したかという、確かにくいは打ったのですね。ですけれども、道路はもう整備できているのですけれども、ここのところにはまだ境界のくいがあるだけで、将来的には果たしてそれが隅切りに該当するのか、どういう状況かというのがわからなかったもので、どういう指導があるのかと思ってお聞きしたので、それは、それはもう民地同士のお互いの

信頼関係でやっていくという隅切りということでとらえていいわけですね。指導は特にしてないと、つくれとかこういうふうにしなさいということは。

委員長 この1163—18って2個あるのですか、上と下2つ。

友山委員 この2個同じ番地があるということは、同じ人が持っているということですか。共有ということになると、ちょっとおかしくなるかなと思ったのですけれども、さっきちょっと共有というようなお話があったような気がしたのですが。

参事兼建築指導課長 この路地上敷地、旗ざお上の敷地の幅員と延長の関係は基準があるのですけれども、その終端部で2メートル以上接したときに隅切りが今ついていて、これがどうなっているのかというご質疑だと思うのですけれども、ここがだから奥の宅地の方が車の出入り等をするのに、そこに隅切りがあると非常に便利なわけなのです。なので、今度前の宅地の人もそこが隅切りがあると邪魔になってしまうというのが、やっぱり直角の区画にならないので、お互いに多分そこをそういうお互いの共有で利用できるような状態にして、土地利用をしやすくするために不動産業者の方がそういう区画割を最近かなり多く取り入れているのだと理解しています。

委員長 今ちょっと友山委員が聞いているのは、1163—18という地番が2つあるので、1163—17の右下と1163—20の下、この三角、これ2つ同じ地番になっていませんか、そこで共有についての話を確認しているのですが、もう一度再答弁をお願いします。

〔何事か言う人あり〕

委員長 16、下は。

道路管理課長 済みません、この際ちょっと訂正を申し入れさせていただきます。

今言いました16と書いてあるのですけれども、これ実は16ではなく21です。

〔(下のほう)と言う人あり〕

道路管理課長 ええ、下のほうです。

〔(1163の……)と言う人あり〕

道路管理課長 今1163—16と書いてあるところは、これは21です。もう一個北のほうは18ですよ。ですから、18と21です。済みません、訂正させてください。

委員長 今の訂正の件、皆さん、ご了解いただけましたでしょうか。

〔(了解しました)と言う人あり〕

塩屋委員 今の関係で、訂正がと言いましたよね。公図写しだから、当然昔流に言えばトレーシングペーパーで一生懸命写したのだったらわかるのだけれども、今は原図が当然新しい地番に振られているからこういうふうになっているわけでしょう。これ何でこういう手違いというのが出るのか。ということは、事務作業的にもわざわざこれを全部つくっているのですか、公図を手で。

道路管理課長 済みません、その作業をやっている担当主幹のほうから説明させます。

道路管理課主幹 この資料につきましては、今はCADでつくっていますので、なおかつ新しい地番ですので、その座標値をいただきまして、その入力をして、この形をつくりまして、もともとの公図のデータの中に張りつけた状態で作っております。ですので、たまたま地番の違ったところを引っ張ってきた。入れているのですけれども、そのときに入力ミスがあったということで、申しわけなかったのですけれども、違う地番になってしまったということなのですけれども。

塩屋委員 そうすると、もとの全体としては、今の部分は別とすれば、全体とすればCADなりでもう既にあるものを使っているということによろしいのですか。

道路管理課主幹 もともとあるCADのデータの中に、新しい部分だけをつくり込んで、はめ込んだ形でつくっていますので、新しくつくったところについては、全部手入力で地番を入れていますので、こんな状態になってしまいました。申しわけありませんでした。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第64号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時30分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算(第2号)のうち所管のもの

委員長 次に、補正予算7件について審査を行います。

まず、議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算(第2号)のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

初めに、環境経済部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

環境経済部長 環境経済部所管の補正予算（第2号）につきまして歳入歳出予算説明書より、その主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。予算説明書の10から11ページをごらんください。款16県支出金、項2県補助金、目4労働費県補助金、節1労働諸費補助金2,881万1,000円の増額は、国の緊急経済対策としての交付金を利用した補助事業でありまして、当初は9件の事業を予定しておりましたが、ここで3件の事業が追加補助の内示を受けましたので、増額補正するものでございます。緊急経済対策として、県が創設した基金を活用し、県や市町村が委託事業を実施することにより、雇用の創出を図ろうとするもので、補助率100パーセントの補助金です。

次に、同じ10から11ページの款16県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金、節3農業振興費補助金243万6,000円は、県が地産地消の推進、生産の拡大を目的に野菜づくり農家で組織する組合に対し、施設や機械の整備に係る費用の一部を助成するもので、市が補助金を受け入れて組合に全額を交付するものでございます。県より受け入れる補助金の内訳は、おいしい埼玉野菜生産・販売対策事業補助金144万6,000円、埼玉野菜生産力強化支援事業補助金99万円の2つでございます。

次に、補正予算説明書12から13ページ、款18寄附金、項1寄附金、目1節1一般寄附金1億円についてご説明申し上げます。平成14年度当時、県の財団法人設立認可に必要な最低金額であり、国の補助条件でもあった金額2億円を市が公益法人設立のため出捐し、同年4月1日に財団法人となりましたが、平成20年12月1日施行の公益法人制度改革関連3法を受け、新たに一般法人として勤労者福祉サービスセンターがスタートしたわけでございます。もとも出捐金は出資などとは違い、見返りのない寄附金的なものであるため、市の財産ではございませんが、その原資は市民の税であることを財団に認識していただき、検討していただいたものでございます。新たなスタートに際し、新法人は今後の財産運用や財務内容の見直し、あるいは会員拡大や現行事業の見直し、県内9つのサービスセンターの共同収益事業などの展開によって財務改善を図っていくことを決議し、また大幅に緩和された最低出捐金や市の厳しい財政状況などを勘案し、1億円を寄附することを決定したと伺っております。今回市はこれを受け入れるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。初めに、環境課の補正予算についてご説

明申し上げます。補正予算説明書24から25ページをごらんください。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境保全費、大事業、環境保全推進事業、小中事業、路上喫煙防止啓発事業222万1,000円は、歳入で説明した県の緊急雇用創出基金市町村事業費補助金、この追加事業3件のうちの1件でございます。事業内容は歩きタバコを防止するための啓発活動を実施するための委託費でございます。

続きまして、商工課所管の歳出についてご説明申し上げます。予算説明書28から29ページでございます。款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費、大事業、商業振興事業、中小事業、市内商店街実態調査事業360万6,000円は、これも緊急雇用の関係の補助金の追加事業の3件のうちの一つを利用したものでございます。大型店の進出が著しい当市の商業環境にありまして、商業者を対象にした初めての実態把握と同時に、これらの業態や商店街のあり方などについて意見や意向を調査しようとするものでございます。

次に、みどりの課の予算についてご説明申し上げます。予算説明書30から33ページでございます。款8土木費、項3都市計画費、目3公園費、節15工事請負費300万円は、大事業公園等管理事業、中小事業、公園等遊具設置事業の予算を計上するものでございます。内容でございますが、今回の事業は埼玉県市町村地域子育て支援推進事業費補助金の中の野外遊具安全向上事業を要望し、採択されたもので、増額補正するものでございます。具体的な遊具の保守点検や修繕は、富士見公園に設置されているローラーライダーというものがございますが、これ平成5年に設置したものでございますが、このナイロンローラー交換、階段踊り場の改修を実施しようとするものでございます。全長27メートルの滑り台のこま、滑るローラーのこまですが、これを全部交換、それから木製の階段及び踊り場をスチール製に交換します。

以上で環境経済部所管にかかわります補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

関谷委員 予算説明書の24、25ページ、路上喫煙防止啓発事業についてお伺いいたします。

これは8名雇用、各駅4名と聞いておりますけれども、やる期間、どのくらいの長さ、あと週何日間やるとか月何日間やるとか、そういったことをお伺いします。

環境課長 では、お答えいたします。

まず、やる期間のほうなのですけれども、今のところ10月の中旬から12月の中旬の2カ月間を予定してございます。週どのくらいかということなのですけれども、基本的には土日を除いた日を検討はしているのですが、ただその土日であっても、その中で1日ないし2日をその期間の中でやる機会を設けようとして予定しています。

以上です。

関谷委員 土日を除いて週1日ぐらいの目安ということでよろしいですか。

環境課長 大変失礼しました。毎日ということでございます。

関谷委員 それで、各駅4名ということなので、南口、北口とか東口、西口ということですから、2名、2名配置するのかなと想像したのですけれども、それでよろしいでしょうか。

環境課長 もちろんそのように考えてはいるのですが、ただこの事業は件数の把握もあわせて行いたいと思いますので、その際はどちらか1カ所に、北口、南口というふうにもしありましたら、片方の口に4名配置しまして対応しようかなというふうにございます。

関谷委員 そうすると、片方の口に人が集まるということなのですけれども、恐らく点在するのかなと私は想像したのですけれども、マナーを呼びかける、歩きたばこの人に呼びかけるということなのですけれども、多くの方は渋々、はい、そうですかというか、素直に従うかだと思ふのですけれども、中にはそういう条例があるわけでもないのに、何の権限があってそういうことを言うのだと突っかかってくる方も若干はいらっしゃると思うのですが、そういった危険性についてはどうお考えでしょうか。

環境課長 あくまでもマナーの呼びかけということでお話しして、相手の反応等も今回今後の検討に生かしたいと思っているところなのです。おっしゃるとおり、極端に強く言いますと、相手の反発もかなりくる方も中にはいらっしゃると思いますので、その際は余り極端な強い口調ということではなくて、ぜひおやめくださいというふうな形の呼びかけで対応したいと思っていますところでございます。

関谷委員 では、ちょっと視点を変えまして、ポケットティッシュのようなものを配って啓発するというので、ほかに何かこんな啓発をするとかというのはありますか。

環境課長 ポケットティッシュと、あと携帯用の灰皿等も一応予定してございます。

関谷委員 入間市駅と武蔵藤沢駅を選んだのは、人数、利用者が多いからということでもよろしいでしょうか、それともその2駅が特にマナーが悪いと判断したのでしょうか、いかがでしょうか。

環境課長 ご承知のように、入間市には駅がほかにも元加治、仏子とかございますけれども、乗降客の多いこの2駅に今回は焦点を絞りまして、やらさせていただくということになりましたというか、検討してございます。

関谷委員 歩きたばことポイ捨てはちょっと違うといえば違うのですけれども、恐らくポイ捨ての啓発も兼ねているのかと思いますが、入間市内にあるほかの駅、金子駅、仏子駅がございますけれども……

〔(元加治、元加治)と言う人あり〕

関谷委員 ほかにありますが、立っておりますと、仏子駅、金子駅はたばこのポイ捨てが少なく私は感じるのです。なぜかと考えてみると、金子駅には吸う場所があって灰皿があると。そし

て、仏子駅にはコンビニの灰皿なのですけれども、皆さん、そこに固まってコンビニの前で吸っていて、その灰皿にちゃんと捨てているのです。入間市駅と武蔵藤沢駅にはそれに該当するようなものがないと思われるのです。ティッシュ配るのはいいことなのですけれども、それで本当に皆さん、ティッシュもらったから、ああ、今度からやめなければと思うのかどうか、私は余りそういうふうには思わないと思うのです。それだったら、金子駅や仏子駅のように、もうここで吸ってください、灰皿も置きますと、そういったほうがまだ効果があるのではないか。これ県の緊急雇用ですから、例えばその灰皿を片づけるとか掃除するとか、そういったことにお金を充てるという考え方もあったのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

環境課長 灰皿の関係につきましては、確かにコンビニ等、灰皿をご用意している駅もございます。入間市の駅にも周辺にそういうのがございますし、藤沢に関しては、駅広のところにはないのですけれども、後ろの裏の大きなセンターですか、グリーンガーデンですか、そういうところにはございます。灰皿についての検討も現在今させていただいているところなのですが、それ以外に市として灰皿どうしようかということの検討も今しているところでして、JTさんですか、に協議を進めているところなのですが、設置をするかどうかも含めて、今検討させていただいているところでございます。

以上です。

関谷委員 ポケットティッシュを配るのが悪いというわけではない、それはもう悪くはないのですけれども、ちょっと効果的なお金の使い方を今後研究していただけたらと思いますので、以上でございます。

塩屋委員 今の話の延長なのですが、最初に触れたポイ捨てと路上とはもちろん違いますよね。それで、啓発事業として携帯灰皿を配るということは、逆に路上、灰皿ないところでも吸えますよということで、むしろ路上喫煙を奨励するような形になるのではないのでしょうか。

環境課長 おっしゃるとおり、そういうお考えもあるかとも思います。

ただ、携帯灰皿をご用意するのは、基本的に吸っている人が灰皿がないのではないかというときのために、一応その携帯用の灰皿がそれで対応ができるということと、あとふだんからポイ捨てを防止する意味で、携帯用灰皿をいつも自分で手元に置いておくということの意識、マナーというのですか、そういうのををお持ちいただければ、ポイ捨てはなくなると思います。

それが路上喫煙との確かに奨励するものではないかというご意見のほうのお話なのですが、基本的には路上喫煙はやめていただきたいということのお話の中で、吸う方それぞれが携帯灰皿を持つとしても、人の迷惑がかからないような場所で吸っていただくということで対応を願いたいかと考えております。

塩屋委員 それと、先ほど関谷委員とのやりとりの中で、いわゆる現況の調査のこともちょっと触れたように思うのですが、課長のほうで。今回のキャンペーンを啓発事業としてやりながら、調査も何かすると触れました。ちょっとそこを、要するに調査があつて路上喫煙が多かったり、ポイ捨てが多いからということで啓発しようということなのか、そういうことなしに、とにかくこれをキャンペーンとしてやりながら、でも実際はどうかということなので調べるといふことなのか、ちょっと何かその辺が先ほどあいまいだったかなと思うのですが。

環境課長 今回継続的に実施するということで、実態把握を兼ねまして件数のカウントをしたい、そういう考えでございます。

塩屋委員 では、現状ではまだ実態は全然把握していないということではよろしいのですか。

環境課長 実は2月に一度入間市駅と武蔵藤沢駅の調査はさせていただきました。同じように、今回もそういう形で件数のカウントをさせていただきたいと思っています。当然啓発活動を行う最初の1日とか2日にそれらをやりにして、最終的にまた終わるころに、もう一度同じような場所で、同じような形でカウントしまして、その件数も同じなのか、あるいは減ったのかと、そういう評価もその際にしていきたいと思っております。

以上です。

塩屋委員 いろいろな国や県から補助金がつくからという中で、必要性がどのくらいまで入間市として必要があるかどうか、検討抜きにやってしまうというようなことは結構あつて、また1回やると、それが延々と続くというのがあると思うのです。例えば空き缶のポイ捨てなんていうのがありますよね。看板まだ張つてあるのかな、あそこ。実際清掃デーにやると、久保稲荷なんかは空き缶1個探すの大変で、ほとんどないのですよ、実態は。確かにそれは国道沿いとかあると思う。だけれども、逆に言えば、国道沿いなんかで看板をちょこっとポイ捨てやめましようとしたのも、入間市としてどのぐらいの行政効果が上がるか、これは疑問だしということで考えれば、このたばこの問題なんかもそうなのだけれども、やっぱり一回こういう啓発事業なんか取り組むときに、補助金が出るからやるのだというのではなく、今度は補助金が打ち切られたら、もう補助金が出ないからやめましたと、全然主体性がない、そういった僕は行政の取り組みというのは結構細かいものも入れればあるように思っているのですよ、日ごろから。

それで、逆に先ほど灰皿の問題がJ Tとの関係で出たけれども、入間市が市内でたばこは吸わないよという内規というか、そんなあれができたときに、市内のこれまでリースで借りてたのかな、あれたばこの吸い場、あんな立派なものも一時期は設置して、それを全部また外してやった。何したかという、中にあるのを全部外しましたよね。それは姿勢として、市長の姿勢だからいいと思うのです。だけれども、それをどこへ持っていったかという、出先機関へみんな持っていったのです。それで、職員が吸うのに使う場所へ、あの立派

なエレベーターの前にあった、あれなんか全部そうですよ。出先にみんな持っていつているのを何カ所も僕見たけれども、それで7億円からの税金を出してくれるたばこを吸う人にはどういう扱いしたかという、缶詰の空き缶をくりぬいたものに、マジックで「灰皿」と書いたものをのりで張って、それがこの市役所の顔である入り口にぽこんと階段のところに置いてあった、そういう実態なのです。

それから、敷地内で吸ってはいけないよというのだったら、それはそれで1ついいけれども、では職員なんかは例えばそこで市民が通るところで吸ったり、それから中で吸う人は北風が吹くところの灰皿で外で、地下で吸っているわけです。基本的なあれとしての受けとめ方、そういったものをやっぱりきちっと持つことが必要だと思うのです。

今回も小宮山大臣かな、あれが700円にまで引き上げても売り上げが減らないのだということで、たばこ値上げのこともちょっと出したようですけれども、現実として、例えば入間市長が、入間市が7億円のたばこ税は入間市は要りませんということで辞退するぐらいの姿勢があれば、それはそれで意味はあると思うけれども、片一方でもらうところはもらいますよということで、片一方でいい顔、格好いいことを言いますよというのはよくないと思うので、その辺で今回は路上喫煙だけでも、今回のこういうことでも、そういった役所内部の上層部も含めたきちとした姿勢がやっぱり必要ではないかなと。そうでなければ、その都度国だ、あるいは県の補助金をちょこっと何か金使わなければというので、急いでやったのをすぐそれを受け入れてやる、そういう姿勢はやっぱり問題があると思うのだけれども、できれば今後前向きに、多角的に検討していただければと思いますので、終わります。

石田委員 私も今この関係で1つあるのですけれども、路上喫煙を防止するというのですけれども、例えば武蔵藤沢の駅考えた場合に、この対象になっていますので、建物に入るところの右側に集まってみんな吸っているのです。あそこは路上ですよ。もちろん中のエレベーターのあるところもこれは路上だと思いますし、エスカレーターのあるところも路上だし、敷地だけでも、あそこは一応道路扱いになっているのです。看板や何か出せるという形になっているのだと思うのですよ、市のほうで管理して。だから、当然ただ一番気になるのが、それ全面的にどうやって禁止するのかというのが気になるのですけれども、同時に入り口の横でやっているものだから、エスカレーターの入り口の近くの。通る人たちがみんな受動喫煙になってしまっているわけです。だから、むしろそれだったらもっと遠くへ離してしまっ、吸う場所をきちっと離してしまっ、吸う場所を別にすれば余り被害が出ないで済むような場所に持っていったほうがいいのではないかと、そういった指導も必要なのではないかと思うのです。その点はどういうふうに考えますか。

環境課長 先ほど少しお話ししたかと思うのですけれども、今回はあくまで呼びかけと、あと件数の把握と、そういった啓発事業なのですけれども、いずれ灰皿等に関しては、どこか適当な場

所に設置できる場所がないかどうかも先ほど申し上げたとおり検討しているところなのですけれども、できれば人の動線にちょっと外れたような、通勤客、通学客から外れたような動線に設置ができればいいかなとは考えてございますけれども、関係課のまた調整もございまして、今後その辺は検討していきたいと思っています。

石田委員 いずれにしろ、まるっきりゼロにすることは現実的に難しい話だと思うのです。そういった形で、現実的な対応をお願いして、被害が少なくなるようお願いしたいと思っているのと、あと具体的に入間市と武蔵藤沢の駅でやるという話なのですけれども、これは具体的に何時から何時までやるのでしょうか。

環境課長 今予定しているのは、朝6時半から大体午前中ということで5時間です。あともう一点のほうは、3時ごろから8時ごろまで5時間ということで考えてございます。もちろん休憩時間が入りますので、多少前後するかと思いますけれども、そのような関係で考えてございます。

石田委員 それと、もう一点、実際に武蔵藤沢の駅でいくと、路上という場所はどこからどこまでということで考えているのですか。エスカレーターがあるところも本来は道路扱い、市のほうが管理しているわけですね、鉄道ではなくて。そういった状況で、どこまで考えているのですか。

環境課長 駅広並びに駅周辺ということで考えてございます。

石田委員 具体的に、だから例えばエスカレーターがあるところありますね。中が通路になったりしていますね。あそこも市が管理しているわけですね。そこも入るのですか、入らないのですか、対象として。

環境経済部副参事（環境保全担当） エレベーターのところ、今おっしゃったところは橋上駅のところの自由通路も含めてかという解釈でよろしいですか。そこにつきましては、許可がないと構内ということで、啓発物の配布はできないことになっていきますので、一応今駅前広場、あとそれにアクセスするところもカウントできればなという状態で今検討している段階なのですけれども。

石田委員 今ちょっと確認するけれども、自由通路は、では含まないということでもいいのですね。

環境経済部副参事（環境保全担当） はい、結構です。

駒井委員 ちょっと細かいことなのですが、東町の公園のローラースライダーでしたか、あれはお金をかけてくれるというふうな話みたいなのですが、ローラースライダーというと、小さい子が乗っておもしろいものだけれども、結構靴なんかでやると汚れてしまうから、多分そのまま乗ると、おしりが汚れるとか、何か利用が少なくなるような気がするのだけれども、段ボールを引いてやればいいのか、そういうふうな、ちょっとした何か利用促進の工夫があるといいなというふうな感じがします。

段ボールは自分で持って帰ってくれとかなんとかと最後に書いておかないと、段ボールたまってもしようがないけれども、あともう一点、そういうふうにもいろいろ公園にお金かけてくれるのだけれども、お金かけないところでも、例えばブランコなんかで穴が掘れていて、そこに冬なんかだと葉っぱがいっぱいやっててわからなくて、子供がぼっと乗ると、そのところが下に水がたまっていて、ブランコの下側はコンクリにはできないと思うので、そういうふうな細かい配慮みたいな、公園に危険性を伴う面もあるかもしれないし、いろいろそういうふうなちょっと細かい配慮があったらいいなと思いますが、どうでしょうか。

みどりの課長 今のご指摘いただいたようなことって、今211公園ございますけれども、多々ございます。そういう中で、今現業職員あるいはみどりの課の職員が巡視というような形でやっているわけですが、今それがどうしても間隔があきます。その中で、それよりももっと間隔が短いのが、今シルバー人材センターのほうにやはり草刈り等の委託をしております。ですから、そういう方々にも草刈りということだけではなくて、もう少し業務内容を付加させていただくような形での、要するにパトロール、今年度緊急雇用で安全及びパトロールというふうな形でもお願いをしていますので、そんなことも含めて少し使い勝手のいい公園ということで、それも安心、安全な公園ということでちょっと配慮させていただくようなことを考えていきたいと思っております。

それから、東町というか富士見公園なのですが、ローラースライダーにつきましても、ご指摘のように雨等が降って、その後に泥がついた靴等で、そこで乗りますと汚れる、これはもうそういうことになりますので、やはり啓発的な段ボールあるいはプラスチック等、乗るような形での啓発をしたいのですが、ただプラスチックになりますと、スピードが付き過ぎて、逆に危険ということもございますので、プラスチックというよりも段ボール等で、その辺に乗かってというふうな形での啓発というか、注意事項というふうなものを掲示をさせていただきたいなと思っております。

関谷委員 同じく公園管理事業のことでお伺いします。

いろいろな公園から遊具を直してほしいとか、どうにかしてほしいというご意見いただいていると思うのですが、ほかにどのような公園から意見が主には上がっていて、その中でどうしてこの富士見公園が優先順位1番として選ばれたのか、その辺のお考えをお聞かせください。

みどりの課長 まず、富士見公園のローラースライダーの修繕という形の関係なのですが、これが実は今個々説明をさせていただいたように、市町村地域子育て支援推進事業費補助金というものが、これは児童福祉課のほうにそんな通知がございまして、関係課のほうに通知が来たわけですが、たまたま10分の10という形での費用を補助金としていただけるという中で、1事業300万円までいただけるということがわかりました。そういう中で、159カ所

に実は公園の遊具が設置をされているのですけれども、その中で一番大きな修繕ということになってきますと、どうしても複合遊具であるとか、あるいはローラースライダーということがございました。その中で、実はこの富士見公園のローラースライダー、もう前々から修繕したいなと思っていたところなのですけれども、やっぱりなかなか修繕費がつかないということもございまして、たまたまそういった補助金があったものですから、今回提案させていただいて、採択されたということがございました。

ほかの公園の遊具の関係なのですけれども、やはり年に2回ほど遊具の点検を現業職員がしております。そういう中で、なかなかやっぱり予算の関係もありますので、目視、触診あるいは打診というふうな形で点検をさせていただいているわけなのですけれども、ほとんどが現業職員で直せる、修繕できるようなものについては直してはいるのですけれども、それ以上のものになりますと、とりあえず使用を停止をさせていただきまして、業者のほうにお願いをしていくというような形になっています。

ただ、業者のほうにお願いをするということもなかなか難しい部分もありまして、基本的には使用中止をさせていただきながら、軽微なものについては現業職員が直させていただいてというふうな形での対応をせざるを得ないような状況でございます。

要望ということなのですけれども、幾つか要望もございまして、なかなか修繕の要望に対して対応できていないというのが現状でございます。

以上です。

関谷委員 27ページの農業振興推進事業についてお伺いします。

おいしい埼玉野菜生産・販売対策事業補助金、苗を育てるための保冷库に対して補助率3分の1以内で補助するというところでよろしいでしょうか、ちょっと確認します。

農政課長 そのとおりです。

関谷委員 その保冷库というのは、補助ないと大体幾らぐらいのものなのでしょうか。

農政課長 50万円でございます。

関谷委員 対象者5名ということだそうですねけれども、手を挙げる可能性としてはどのくらいとお考えでしょうか。

農政課長 この事業は、事前に農協を通じてあらかじめ希望者を募りまして、それで既にこういうことでやりたいという方の声が出ております。

以上です。

関谷委員 そうすると、既に5名はもう決まっていると考えてよろしいのですか。

農政課長 この5名の内訳は、パイプハウスが3棟と今お話しの方の予冷库とポンプの灌水施設の関係の方が5名です。おっしゃっている1台についてはお一人です。予冷库は1人でございます。

以上です。

委員長 ちょっと済みません、予冷库と保冷库と言葉が乱れているのですが、正確にはどちらでよろしいか確認してください。

農政課長 予冷库でございます。

委員長 では、関谷委員、それでよろしいですか。

関谷委員 はい。おいしい埼玉の補助金はそれで終わります。

次に、埼玉野菜生産力強化支援事業補助金についてお伺いします。これは何かどのような機械を導入する場合に補助率3分の1、99万円以内なのでしょうか。

農政課長 これについては、県のほうで要綱がございまして、補助金に対して生産機械、種をまく機械とか植えつけ、収穫の機械です。その形で希望者というふうなことです。

以上です。

関谷委員 組合に対してやる人いませんかと、こう聞いているということですがけれども、例えば組合に入っていない方などは対象にはできないのですか。

農政課長 この組合というのは、補助金をもらうための組合、組織をつくりまして、そこに、組合に補助金を出すということです。先ほど話しましたように、募り方については、主たる生産をしている方が農協の部会に入っておりますので、その中からお声をかけまして、それで希望者を募ったということです。

以上です。

関谷委員 そうすると、その組合に入っていない方や新規就農の方とか、主にやっているけれども、組合に入っていない人には出ないけれども、それは仕方がないという感じでよろしいでしょうか。

農政課長 これに関しては、野菜で生計を立てている方について希望者は農協に加入しておりますから、それで調べております。それで、兼業農家という中では、専業のほうがそれで生計を立てるということで、専業農家のほうを対象にやっております。

以上です。

委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

環境課長、補足ですか。

環境課長 ええ。先ほどの補足になりますけれども、発言の機会を。

委員長 どなたの委員に対する。

環境課長 全体的なたばこの関係の話でございます。

委員長 では、答弁を認めます。

環境課長 先ほど話の中で2カ月間というお話をさせてもらったところ、ではそれは毎日ですかというお話が出ました。実を言うと、申請上は8人を2カ月間、5時間ということなので、実際活動するのは毎日なのですがけれども、その駅に例えば毎日朝と夕方、それぞれの駅にいるわ

けではなくて、ローテーションを組んで回しているような、そういう形で考えているものだから、毎日その駅にずっとその時間帯に2カ月間いるというわけではないということだけ、ちょっと誤解が生じるといけないので、訂正させていただきます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ副委員長と交代して私のほうから質疑させていただきたいと思いますので、副委員長、よろしくお願いいたします。

副委員長 暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

金澤委員 では、関谷委員、石田委員からも出ました路上喫煙防止啓発事業についてお伺いいたします。

これは総括質疑でも公明党市議団としてさせていただきました。私どもとしても一般質問させていただいて、非常に関心の高い事業なのですけれども、一部確認させていただきたいのですけれども、関谷委員からも出ました啓発に対して、ソフトな形でのお願いをするとおっしゃいますが、基本的にこれシルバー人材センターさんなどに委託された場合に、やはり例えば夜などで都内で飲んで帰ってきた方が、改札出る前にもうくわえて火をつけるのを我慢して飛び出してくる方いらっしゃいますよね。そういう方に、酔っていらっしゃる方に対して、幾らソフトタッチといっても1名程度、1対1で声をかけるというのはやっぱり非常に危険が伴うものと考えます。やっぱりそれは幾らソフトにやってくださいというふうに委託先をお願いをしても、これ管理責任が問われるのではないかというふうに思うのです。そのような意味で、私自身考えるに、4名なら4名がセットになって動いていただくと、場合によってはどちらかの駅をローテーションで8名が一体となって動いていただく、PR、啓発活動というために、やはり1人、2人がぽつんといるのではなくて、8人ぐらいがみんなたすきかけて、しっかりとジャンパー着て目立つ形でPRするというこのほうが、ローテーションで間があいたとしても、安全面からも啓発効果からも高いというふうに考えますが、その配置構成について今後十分安全面を含めて検討していただけるかどうか、確認させていただきたいと思います。

環境課長 お話のとおり、そういう危険性はございますので、まだ実際こうやるというふうに決まっているわけではない、今検討中でございますので、相手の委託業者さんとよく調整しながら、特に安全面に関しては、やはり一番私どもも配慮しなくてはいけないところなので、検討して進めたいと思っています。

金澤委員 その点はよろしくお願いいたします。

続きまして、今石田委員から質疑があった路上喫煙の範囲の定義なのですが、今石田委員のほうは集約された駅前の目の前の、例えば武蔵藤沢駅でいえば西口側の本当のエレベータ

一、エスカレーターの手前のところ、あそこ確かに多いのですけれども、私自身が立ってみて気づくのは、やっぱりかなり遠くから歩いて、その駅広の中に入ってきて、途中でポイ捨てをしたり、そこで立ちどまって携帯灰皿でそこでしまっていた方、東口でいえば踏切側の歩行者専用道路ありますよね。あそこのあたりからもずっと吸ってきて、途中で側溝に、グレーチングのところ投げ込む方、多く見かけるのです。そのような意味で、どこからどこまで本当に入り口、そこで例えばぐっと効果が上がったとして、入り口の駅の前で、今度だんだんと避けるようになってくると、外で吸って、注意されないように手前でポイ捨てするという、だんだん拡散をしていくという可能性だってあるわけです。その点について、やはりさっきも言ったように、8人が一体となって東口、それぞれまた日を改めて張ることによって、大きく網をかけられるのではないかというふうに考えるのですが、その範囲と体制についてどのようなお考えでしょうか。

環境課長 まず、範囲につきましては、先ほど申し上げた駅の周辺ということで、ここからここまでという具体的な明示は今のところはありません。

ただ、駅の周辺の地図はこちらのほうで持っていますので、その辺でどういったところがいいのかなということ判断したいと思います。

おっしゃるとおり、その場所を決めたとしても、今度そのさらに先へというお話は当然吸っている者が注意を受けたりしますと、区域外で吸えばいいだろうという形の考え方になりますので、やはり路上で歩きながらたばこを吸うのは、とにかくやめてもらいたいという考え方に基きまして、そういうマナーの呼びかけを訴えるのが一番かなというふうに思っています。

以上です。

金澤委員 あわせて、やはり私自身も関谷委員と同様に、灰皿の設置については、非常に大事な視点だなと。塩屋委員からもありました、やっぱりたばこ税7億円もらっているわけです。そんな方たちがやっぱり喫煙している、喫煙の権利がないわけではないわけです。しっかりと分煙という形ですみ分けをしていただくのが大事だと思っているのですが、そのときに大事なのはやっぱり動線から外れれば外れるほど受動喫煙は減るのですけれども、その間逆に言うと、遠かったりすると、使わなくなってしまうという形のそのバランスをどう考えるかだと思っております。その点については、いろいろ検討していただくということですので、お願いしたいのですが、最後にお願いしたいのは、その委託業者さんがマナーアップキャンペーンをするに当たって、ジャンパーとか腕章とか帽子とかとなると思うのですが、もっと目立つ形で駅広入り口含めて、やっぱり立て看を大きなものを出していただいて、入間市として路上喫煙防止のマナーアップキャンペーン中ですよと、しっかりと目に見える形で、入間市としてやっているのですよという形をPRしていただくお考えはないかどうかお伺いいたしま

す。

環境課長 具体的なそういう看板等につきましては、実を言いますと、今回の啓発活動が終わった後に今度呼びかける人がいなくなりますので、それらを考えてはいたところなのですけれども、この事業に際して、それらをするかということは、ちょっと今これから検討させてもらいたいと思います。

金澤委員 せっかく事業、いいことですので、マナーアップキャンペーン、これはしっかり、それが効果が、より出るように大きな目に見える形での立て看等でPRしていただきたいというふうに考えます。

あと続いて、これがマナーアップキャンペーン、2カ月間なら2カ月間の最初と最後で、その啓発活動の効果について改めて検証するという、データどりもしていただくという話がありました。2つあると思うのですが、効果があった場合、なかった場合あると思うのです。あった場合、その後どうされますか、なかった場合、その後どうされますか。

環境課長 まず、効果があれば、また翌年度以降もこれは市の財政当局等の話もごさいますけれども、今回緊急雇用を利用して極端な話、市の持ち出しとしてはなしでこういう事業が展開できるわけなのですけれども、やるとなると、今度市単独の話になりますので、その辺は協議して効果あれば続けていきたいなどは考えてございます。

こういう継続的な啓発活動ではなくて、単年度に今現在衛生自治会あるいは環境まちづくり会議等を通じて年2回ほどやってございます。これらの事業効果もあると思いますので、それら含めながら、今後協議していきたいと思います。

逆に言うと、やってもまだちょっと私のほうは効果、そういった減る件数を期待するものですから、悪いほうのことはまだ考えていませんけれども、もしそうなった場合は、その後今度こちらのほうで内部でまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

金澤委員 私自身も効果が上がることを期待するのですけれども、効果が全くないというわけではないと思うのです。

ただ、それがどうしても終わらない、余りさほど効果がなかった場合に、やっぱり最終的にきちんと近隣市も始めている路上喫煙禁止条例の制定というのが視野に入っているのかどうか、今現在も多少その検討は進んでいるのかどうか、それは確認させていただきたいと思います。

環境課長 条例に関しましては一般質問をいただきまして、絶えずその中で市のほうとしてはマナーとモラルの問題ということも答えているかと思えます。ですから、その条例化については、全然検討していないというわけではなくて、もちろん近隣市等はやっているところも、狭山とかやっているところもございますので、そういう市町村の話聞きながら、つくる、つく

らないを含めまして、検討していきたいと思っています。

金澤委員 これに関しては、ざっくりした話、条例制定しても、やっぱりお金をかけてパトロール含めて人的配置をしないと、これは条例制定だけで効果が上がるものではないと私も知っていますので、7億円のそれこそ1パーセント、700万円かけても、これはしっかりと税収が反映される形が望ましいと思いますので、その点今後しっかりと財政当局と闘って勝ち取っていただきたいというふうに考えます。

ちょっと次、質疑移りたいと思いますが、皆さん、よろしいですか。次移っても、私のほうでよろしいですか、継続しても。

副委員長 よろしいですか。

〔(いいですよ) という人あり〕

金澤委員 では、続けていいですか。

続けて、商業振興事業のうち、市内商店街実態調査事業についてお伺いいたします。緊急雇用の創出の補助金を受け入れての調査事業なのですが、この実態調査事業をやろうと思った経緯、これについてまずお伺いしたいと思います。

商工課長 市では消費者に対するアンケート、消費者動向調査を3年置きにしておりました。実は昨年がその3年目でありました。ただ、諸般の事情から、3年置きに実施していたものが、やむなくできませんでした。今年度、4年目になりましたけれども、やはりその3年置きにやっておった消費動向調査ができませんでした。

それで、今年度になりまして、駿河台大学が協力していただきまして、消費動向調査をそちらのほうの予算でしていただける話を伺いました。市としては、それはもう願ったりかなったりですので、今回緊急雇用の件もありましたので、今度は前々から気になっておりました事業主あて、事業主が一体どう考えているのか、どう考えているというのは失礼な言い方なのですが、後継者の問題とか、今閉まっておりますけれども、これからどういうふうにしたいか、その辺の事業者向けの調査というのは今までしていませんでした。緊急雇用、いい機会でありますので、今回は事業者向けの調査をしたいということで、このお願いを、事業を発足したところであります。

金澤委員 ありがとうございます。これ総括質疑でも公明党市議団でさせていただいたのですが、改めてお伺いしますけれども、この中心市街地、サンロードはちょっと今まで入っていなかったのですけれども、中心市街地の活性化事業でこの10年間、総額幾ら使ってこられましたか。

商工課長 4,867万1,000円であります。

金澤委員 その4,800万円を使ってこられた市街地活性化事業ですが、効果についての検証はどうなっていますか。

商工課長 効果についての数値的な検証はしていません。

ただ、その都度事業、サマーフェスティバル、土路望市、またはきのえね市、いろいろなことをやっているところ、現地を見てみますと、確かに人手は多く出ておりますので、それなりの効果はあったものだというふうに思っております。

金澤委員 人手について言及されましたが、その土路望市、最近私も反響は聞いておりますけれども、商店、特に中小の個人商店の開店状況、出店状況、閉店状況、それについての効果はどうなっていますか。

商工課長 個人ごとの細かい調査、地元の調査はしておりませんので、そこまでの数値的なことは現在把握しておりません。

金澤委員 なぜこれまでできてこなかったのですか。

商工課長 空き店舗につきましては、歩いて見たことは数値的には把握しましたけれども、それ以外の開店したところ、またはそこの店の売り上げ、細かい調査は基本的に非常に難しいので、しておりませんでした。

金澤委員 課長さん、部長さんが1人で歩いて聞き回るのは難しいと思うのですが、入間市商工会との連携というのは当然多額の補助金出しているわけですから、商工会にも頑張ってもらって連携していただかないと困ると思うのですが、その連携について、連携はどうなっていましたか。

商工課長 商工会を通じて、先ほど別に部長、私で回ったのではなくて、課の職員全員で手分けをして回っておりまして、商工会との連携も個人的には密にしていると思っております。

それと、空き店舗の調査も商工会さんが行っている調査も資料もいただいておりますので、その辺との連携的にはある程度できているものだと個人的には思っております。

金澤委員 先ほどの答弁とちょっと矛盾しているかと思うのですが、空き店舗について数字等は余り把握していないような答弁だったのですね、最初。ところが、商工会との連携を聞くと、商工会からそこらのデータはもらっていますという。商工会に対して補助金出していることは、市の行政の一環としてやっただけでいいわけですから、つまりデータを持って把握されているということではないのですか、もう一度改めて答弁をお願いいたします。

商工課長 先ほどの質問は、どのくらいの店がオープンしたか、総合的なお話だと私は思いましたので、あと売り上げの件も含めまして、総合的なものは持っておりませんというふうに答えました。それで、シャッターといいますか、店が閉まっているところの調査についてのみの資料はございます。そういうふうに訂正させていただきます。

金澤委員 ちょっと私の聞き方が間違ったかも、うまくなかったかもしれません。それで、今回この実態調査事業をされるということで、悪いことではないと思うのです。初めてということで、では何で今までやってこなかったのだとか、今さら何だということで見くじら立てても前に進まないの、これ自体はひとつ前進として前向きにとらえてもいいかなというふうに考え

ているのですが、そこでお聞きしたいのですが、このサンロード商店街、町屋商店街、アポポ商店街、3つの商店街をセレクトしたというふうなことでお聞きしておりますけれども、その商店街の中のすべての商店、またお店、ショップを調査されるのか。例えばa uショップさん、ドコモショップさん、そういうような大規模、大きな会社のチェーン店なども含めて入れるのか、それとも基本的に地場産業というか地元の中小、個人商店を調べられるのか、その対象の区分けはどうなっていますでしょうか。

商工課長 一応予定では、アポポ、扇町屋通り、サンロード、その組合に加盟しているお店を予定しております。

金澤委員 ということは、例えばサイオスさんとか大きなところであっても、組合に入っていたりとかすると対象になるのですか。

商工課長 はい、そのとおりです。丸広さんも組合に入っておりますので、対象になります。

金澤委員 丸広さんも調べるのですか。

商工課長 調査項目の内容によって考えたいと思います。それが個人向けの質問とか大型店向けの質問が、結構質問項目たくさんありますので、少なくとも対象にはさせていただきます。ただ、そぐわない質問はしないようには考慮したいと思います。

金澤委員 ちょっと言葉じりをつかまえるつもりないのですが、今質問項目が多岐にわたっているというお話があったのですが、では質問項目はもう固まっているのですね。

商工課長 まだ確定はしておりません。これから予算上確定ができれば、もっと詰めていきたいと思っております。

金澤委員 多少の微調整というか、つけ加えたり削ったりだと思うのですが、ほぼ確定しているのですね。

商工課長 原案はありますが、ほぼ確定と言われると微妙なところになります。何と答えたらいいか、確定していない状態ですということしか今は言えません。

金澤委員 では、聞き方が悪かったですね。原案はあって、これから打ち合わせしていくと多少のつけ加えたり削ったりはあるけれども、原案としては大体のあらあらは決まっている、項目は出そろっているというふうに考えていいのかどうかをお伺いいたします。

商工課長 大まかな調査項目等は決まっております。

金澤委員 そこでちょっとお伺いしたいのですが、数字で恐縮なのですが、サンロード、町屋、アポポのそれぞれの対象の軒数、それちょっと数字でお答えください。

商工課長 アポポ商店街が組合加盟店が101です。町屋通り商店街の加盟店が33、サンロード商店街が加盟店37でありますので、これを対象にする予定です。

金澤委員 数字の確認ですけれども、サンロード商店街は一部所沢市のほうもかかっていると思うのですが、これは37は入間市分と考えていいのですか、それとも全部が、所沢市分も入ってい

るが、所沢市さんまで調べてあげるのですか、それとも37のうちの幾つを調べるという話になるのですか。

商工課長 一応全部、サンロード商店街全部入っている数字だと思っておりますので、所沢市にかかっても、調べても差し支えはないと私は思っております。

金澤委員 所沢市の商店まで調べるのですか、入間市が。それ環境経済部長、いいのですか、それで。

環境経済部長 お答えします。

この37のうち所沢市分がどのぐらいあるのかは、ちょっと私のほうに今手元にデータがないのでわかりませんが、基本的には入間市の調査ですので、入間市と所沢市の行政境で打ち切るのが妥当だと、そういうふうに考えます。

金澤委員 私、地元東藤沢ですので、大体所沢市分で10軒程度になるというふうに考えています。課長、先ほどの答弁訂正されますか。

商工課長 訂正します。先ほどは、私の思いではサンロード商店街全体を把握したいなと思っておりましたけれども、市境を越えてまでするものではないということを再認識しましたので、入間市境で終わりにしたいと思います。

金澤委員 ただ、私自身の考えとしては、一つの商店街というのがありますので、単なる行政で区切っているだけです。強制は、無理はできないけれども、一部、もし自主的に参加、そのアンケート調査に参加していただけるということであれば、私は無理にお断りする必要ないというふうに考えますので、そこは柔軟に考えていただければというふうに私は考えています。

そこでちょっとお聞きしたいのですが、実態として今お聞きしたところで約170店舗ぐらいですよ、170店舗。それ全部やるかどうか含めて。これ委託事業で360万円、商店含めてお店の考え方、アンケート調査をするのに360万円だというふうな事業でお聞きしています。アンケート内容がほぼ決まっていますと、360万円をかけて170店舗に聞いて回るだけの効果というのはどのようにお考えですか。私個人的に一步踏み込んで言わせていただくと、商工課の方々が何カ月かかるかわかりませんが、1日3店舗、5店舗をやっていけば1カ月、2カ月で聞き取れるのではないですか。委託して出す価値がどこにあるのですか。どのようにお考えですか。

商工課長 委託先が、一応こういう統計のプロといいますか、専門にやっているところであります。ですから、集計の分析も素人の私ども職員がやるよりは、その辺の分析が期待できるのかなというふうに思っております。

金澤委員 私思うのですけれども、入間市の商店街というのは、やっぱり特に埼玉県内でも大店舗がかなり進出していまして、正直言って行政に見捨てられたかのようなつらい気持ち、売り上げも落ちて後継者不足もあって、大変にやっぱり苦しい気持ちでいると思うのです。そのよ

うな市民の方たちに対して、私は単純に業者に丸投げして出すのではなくて、そこいらの現場の声を聞き取るのはやっぱり市の職員、商工課の職員が生でぶつかって聞いていただいてこそ初めて今後の商工行政に生かせるのではないかと。吸い上げられたデータの数字だけを見ても、生の声は伝わってこないのではないかというふうに考えます。また、集計の分析のプロとおっしゃいますけれども、集計、分析することよりも、まず現場の声を生で直接聞いたほうが、これからの商店街のあり方、考える上で必要なのではないのですか。その点どうお考えですか。

商工課長 おっしゃることはよくわかります。今回この事業をし終わってから、今言われたように職員みずから動くことも視野に入れて検討していきたいと思います。

金澤委員 それは、いいお考えだと思うのですけれども、まず最初に入っていくことが大事ではないのですか。私は、この実態調査をするということ自体は事業としてはいいのですが、単純に委託業者に丸投げして出てきたデータを見て、市役所内で眺めているというのはもったいないというふうに考えるのです。ちょっとこれ以上は繰り返し問答になるかもしれないので避けておきますけれども。

そこでお聞きしたいのですけれども、この調査会社、お話をちょっと事前のヒアリングで公明党市議団でさせていただいたときに、ほぼ業者が決まっているかのようなことが、聞き間違いかもしれませんが、だったら失礼ですけれども、これはほぼ決まっているのですか。見積もり合わせと聞いていますが、いかがですか。

商工課長 見積もりに当たりまして、過去にお願いしたところに見積もりは相談をして出してもらった経緯はあります。ただ、業者を決めるときについては見積もり合わせをして決定する予定です。

金澤委員 ちょっと過去の実績ということで今ご答弁いただきましたので、その点についてお伺いしたいのですが、過去の実績というのは初めてやるのですよね、これ実態調査。過去の実績というのは、何をもって過去の実績とおっしゃっているのですか。

商工課長 過去の実績は、ちょっと済みません……

環境経済部次長 過去の実績という部分については3面ほどあると思います。

1面につきまして、多分見積もりつくったところにつきましては、過去消費動向調査等を実施したこのコンサルタント。そのほかに、中心市街地活性化のために、扇町屋を初め、それからアポポ商店街、こういった商店街にまちづくり、商業活性のためのまちづくりの次のアイデア、構想を練るということでいろいろなコンサルタントを派遣してまちづくりの会議を開催しております。こういったコンサル、まちをよく知っている、かかわったコンサルなどにも見積もりを対象として今後とっていくということになっていくと思います。

金澤委員 今現在のシャッターのおり方を見ていくと、その過去のコンサルさんが実績を上げたとい

うふうには考えていません。発注した実績があるだけではないのですか。その点をどのようにお考えですか。

環境経済部次長 それぞれ報告書、10回以上重ねる会議の中から報告書が上げられまして、これはアポポ商店街あるいは扇町屋商店街として報告書が上がってまいります。そして、その中に今後の展開として、例えばきのえね祭を核としたアポポ商店街との連携とか具体的な、あるいはワンコイン、500円ですけれども、こういったワンコインセールの展開、そういった具体的な事業も挙げられまして、実際にそれは実施に移ってきております。ですから、ただ単にまちづくりのコンサルがまちの中に入る、まちづくりを商業の方々とは相談するだけではなくて、つくったプランに基づいてその計画は実施されてきております。

金澤委員 おっしゃることは、その点、今の点については事例挙げていただきまして、その点については評価しているのです。しかし、実際問題10年間で4,800万円つぎ込んで、それしか実績はないのですかという厳しい指摘をされても仕方ないのだというふうに思いますけれども、それでその実態調査事業の中で交通量調査というものも総括でたしか触れられたと思うのですが、その点についてご説明をお願いします。

商工課長 歩行者の通行量調査もする予定であります。

金澤委員 この歩行者の交通量調査というのは、今までの消費動向調査と同じ内容ですか。

環境経済部長 大分違います。

金澤委員 今までの過去にも交通量調査はされていますよね。どのように違うのか、それを説明してください。

環境経済部長 中身的には、今まではTMO等でやられているのは自動車の交通量調査でございます。歩行者というのは初めてやる予定でございます。

金澤委員 歩行者の動向調査をどのように反映されるおつもりなのですか。

商工課長 今の時点では、直接的にそれをどういうふうに反映するかは決めておりません。ただ、長期的な面で基礎調査の資料としては大切なものだと思っておりますので、今回の調査にあわせて歩行者の交通量も一緒にやったほうが良いと判断をしたものであります。

金澤委員 歩行者の交通量調査含めて、でき上がっているアンケートを配って答えてもらうのに360万円かかる根拠がわからないのです。360万円の内訳、もうちょっとこれだけのお金がかかるのですというのを説明していただけますか。あくまでも見積もりベースというのは理解した上でお聞きします。

商工課長 アンケートを送るのではなくて、アンケートをじかに店に回って配ってお願いをして、回収をして、そして集計をする形になっております。ですから、金額もこのくらいの金額になってしまうということでもあります。

金澤委員 今のを聞いて納得できる人いないと思います。配ってアンケートを回収するだけだったら、

だれでもできますよね。プロである必要はないではないですか。それだったら、市の職員、その部分代行して、その分値切ったっていいのです。だから、360万円かかるのだったら、何人工でどれぐらいという、もうちょっと根拠を持って説明していただけますか。

商工課主幹 発言を許されましたので、お答えいたします。

そもそもこの事業は、埼玉県緊急雇用創出基金を活用しました事業でございます。この事業につきましては50パーセント以上が新規雇用に基づく人件費で占めなくてはいけないという規定がございます。そういった関係で、まずこの事業自体が緊急雇用創出基金を活用した事業であるということで、今回見積もらせていただきました360万6,000円につきましては、おおよそ50パーセントを超える190万円近い金額を人件費としてさせていただいております。それで、おおよそ4名の雇用を創出しまして、調査票の個別配付、聞き取り、回収、空き店舗の抽出及びその所有者へのヒアリング調査、あと先ほどお話ししました歩行者の通行量調査を行い、その後データの入力、分析等を行うものでございます。

以上でございます。

金澤委員 ちょっとよくわからないのですけれども、190万円使って4人雇って、具体的にどう動くのですか、どれぐらい、何日間動くのですか。残りの金額、具体的にどういうふうに見積もられているのですか。もしよろしければ皆さんにお諮りして、その見積書の内訳を委員会に提出していただければと思うのですが。委員長、委員の皆さんに諮っていただけますか。

副委員長 今このような提案がございましたけれども、委員の皆さん、いかがでしょうか。

関谷委員 今お答えするのが難しいようでしたら、そのほうがよろしいかと思いますが。

副委員長 よろしいでしょうか、皆さん。委員の皆さん、いかがですか。

駒井委員 その見積もりというのは、正式なあれというよりも、この予算を組むためにおおよそどのぐらいかかるかということが多分業者に聞いた内容ですから、それはどうなのですか。

環境経済部次長 この予算につきましては、埼玉県緊急雇用創出基金のほうに提出した予定額として、もちろんこの予定は経験のあるコンサルに参考としてちょっと見積もりを出していただいておりますが、それをベースにした、埼玉県のほうへ提出いたしました、補助要望として提出した、その資料を提出させていただければというふうに考えます。そこでは、一日調査にどのぐらいかかるか、何人が1日どのぐらいということ190万何がしという数字も、今出た数字も出てまいりますので、説明がつくかと思っておりますので……

〔何事か言う人あり〕

環境経済部次長 埼玉県緊急雇用創出市町村補助事業、こちらへの計画書として出した見積書をお出ししたいのですが、これでいかがでしょうか。

金澤委員 それはそれで出していただければありがたいのですが、私は例えば今言ったように360万円のうち、緊急雇用創出で出された補助金なのですよね。だから、一人でも多く雇っていた

だきたいわけですね。その場合に、では実際に人件費で使えるのは190万円の4名なわけではないですか。だから、見積もりの内容によってはこの190万円の4名ではなくて、それがもっと300万円の6名とか7名とか、それちょっと具体的に補助金の本当の本来の目的に沿った形の見直しができるかどうかも含めて、きちんと業者から出てきた見積もりもあわせて出していきたいのですけれども。

〔(暫時休憩お願いします) と言う人あり〕

副委員長 暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時53分 再開

副委員長 では、会議を再開します。

ただいま提出していただけたという資料を午後……

〔何事か言う人あり〕

副委員長 ということで、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

塩屋委員 今の休憩中のやりとりの中で、これは出せますよと精査した、手を加えて。こちらはその前のだから、あくまでも出せるのはこっちですと言ったけれども、それをつくり上げるに当たってはこれも参考にしたよって、それ参考資料だから、別に出してもらうのは差し支えないのだと思うのだけれども、どうなのだろう。話途中で終わったけれども。何が不都合なの。

駒井委員 逆にまだ見積もりしていないわけだから、ほかの業者が入ったときに、その見積もりを今度やるわけですね。ほかの業者、何社かわからないですけれども。1社の分がそれはオープンになっていて、それでほかの業者の見積もりをまた商工課のほうでとるということになると、1社だけの一応議員の中ではオープンになっているというふうな格好ですね。だから、公式の県のほうに予算書を出した、その書類だけでいいのではないのかなという気がするのですが。各業者の細かいのまで出してしまうと、今度は競争のときに、それがほかに流れたときに、こういうふうなことであればやっているのだからということでほかの業者をまた、正式に見積もり合わせしているわけではないですから。これからこの予算が通ったら、それを中心に見積もりをとるというわけですから、まだいろいろなコンサルが入ってくるわけですから。そんな感じがします。

副委員長 では、皆さんにお諮りします。

今提出できるその資料を提出いただくということで、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

副委員長 では、午後一番までに資料のほうを用意していただくようお願いいたします。

暫時休憩します。

午前 11時55分 休憩

午後 1時02分 再開

副委員長 会議を再開します。

金澤委員 ご配慮をいただきまして、資料をお配りしていただきました埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業実施計画書についてですが、ちょっと概略、資料のご説明をお願いいたします。

商工課主幹 では、私のほうから概略のほうを説明させていただきます。

こちら埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業実施計画書、あくまで計画書でございます。こちらにつきまして、まず雇用の創出量の見込み及び人件費が、新規雇用が4名で、裏面のほうに明細が出ておりますが、社会保険料等込みで194万8,800円になります。その他の労働者、これは主任調査員ということ想定しております。こちらの人件費相当分が53万5,846円、その人件費の合計が248万4,646円になります。そのほか、その他の経費としまして、受託事業者によります諸経費47万4,810円、技術費、これは調査をまとめた報告書作成までの分析、調査、まず調査を始める前に当たっての調査票の確定及びその新規雇用者の指導も含んでおります。その調査結果の取りまとめ及び調査票を作成ということで56万9,722円、そのほか調査票ですとか報告書のもろもろの消耗品等の経費を含めまして、その他の経費の合計が106万7,182円、合計360万5,187円という形で事業のほうを計画させていただき、こちらを県のほうに送付したところ、この内容でよろしいということで県のほうから内諾を受けたものでございます。

以上でございます。

金澤委員 ちょっとかなり急いでのご説明だったので、まだ全員、私自身も含めてまだ委員の皆さん、理解いただけたかどうかちょっと不安なのですが、時間の関係もあって質疑を進めさせていただきますけれども、もうちょっと具体的に、これ大ざっぱにことしの10月1日から3月31日で、実際に4名の緊急雇用、つまりヒアリング調査をする期間が11月1日から1月末の3カ月間の中の40人日というふうに考えてよろしいのですか。

商工課主幹 あくまでこちら計画でございますが、一応こちらのほうで補正予算をご承認いただいた後に早速事業のほうに取りかかりたいと思います。その関係で、どうしても事業実施が10月以降にずれ込むかと思っております。実際のところ雇用を行いまして、雇用予定期間、あくまで予定でございますが、11月から1月末までの間、その間に現地調査としまして前期がおおむね11月の後半から12月になるかと思うのですけれども、80日分、後期、1月になるかと思うのですけれども、80日分、合計160日分の新規雇用を予定しております。

以上でございます。

金澤委員 そうすると、まずちょっとこの新規雇用の部分について確認なのですが、約160人日とい

うことで、この間160人日ヒアリング調査で回るというふうな数字、私読み取ったのですけれども、そうすると先ほどの対象店舗数が約170店舗だと、それで実態、先ほどのサンロードの商店を引くと大体やっぱり160店舗ぐらいかなと。そうすると1人が1店舗1日回るのがやっとということで計算されているのですか、これ。

商工課主幹 こちら店舗の調査のみではございません。そのほか空き店舗の目視、抽出調査と所有者へのヒアリング調査、そのほか先ほどお話ししました歩行者通行量調査、これは各商店街、一応予定ではございますが、平日及び休日、2日間を3回、3商店街を……

〔何事か言う人あり〕

商工課主幹 済みません。一応予定ではございますが、3商店街を平日と休日の2日間を2点、場所的に2カ所も含んでおりますし、そのほか先ほど出ました空き店舗の抽出調査を、予定ではこちらのほうで一応抽出で4人が1日、所有者のヒアリングが4人で3日間……

〔何事か言う人あり〕

商工課主幹 済みません。空き店舗の関係でございますが、抽出作業に4人で4日分、所有者へのヒアリングを12日分ということをご予定しております。実質的に今委員さんのほうでご指摘のあった個別配付及び聞き取り回収調査には60日分を一応予定してございます。

以上でございます。

金澤委員 それは、延べの60人日という理解でいいのですか。

商工課主幹 はい、そのとおりでございます。

金澤委員 そうすると、単純計算で1日3店舗弱1人が回るといふ、そういう計算になりますけれども、それでよろしいのですか。

商工課主幹 あくまで予定でございますが、一応そういった解釈でよろしいかと思えます。

以上でございます。

金澤委員 それで、計算すると、それ今の計算、ちょっと急ぎだったのでわからなかったのですけれども、合計で160人日になるということでもいいのですか。ちょっと足し算がうまくできないような感じだったのですけれども。

商工課主幹 あくまで予定の数字でございますので、今申し上げた数字を積み重ねて160という数字のほうがちり出ないかとは思っておりますけれども、一応大まか、あと先ほどお話ししました現地歩行者通行量調査のほうの数等もありますし、その他データの入力ですとか集積、分析のほうも若干含んでおりますので、おおむね計画として160日分ということで積算をさせていただきます。

以上でございます。

金澤委員 それは、ちょっと余り細かいことをやってもあれなのですけれども、結局大ざっぱに大枠で話を聞くと、360万何がしの全体の事業費の中で、人件費、つまり新規雇用のかかわる部

分が190万円ぐらいしかない、つまり半分ちょっとしかないということなのですが、新規雇用の創出という補助金のそもそもの目的からして、雇用をもっとふやして、その余計な間接費とか技術費なんかというの、これは配分を見直すことはできないのですか。

商工課主幹 この商店街実態調査業務でございますけれども、こちらは単純作業の業務と違いまして、100パーセント人件費に充てるわけではございません。それなりのコンサルなり専門家のほうが入って指導いただいて、その指導のもと調査を行い、また調査分析を行うという事業でございますので、一応県の基準等でも人件費比率が50パーセント以上の事業であるということをおきまして事業の質ということを考えますと、単純に創出事業だから人件費100パーセントということ、できる限り多くの雇用を生み出すほうがいいにはこしたことございませんが、私どもの考え、今考えておりますこの実態調査のほうの質を考えますと、どうしても専門家等のご意見、ご指導を仰いで、よりいい調査を実施したいという考えでございます。

以上でございます。

金澤委員 今ちょっと言ったでしょう。専門家のご指導、ご意見を仰ぎながらヒアリングの指導をいただくというのは、具体的にどういう指導をするのですか。アンケートを聞いて回ってくださということなのでしょう。そのアンケートに基づいて聞いてくださいということですよ。何を指導するのですか。

商工課主幹 やはりただ単にお配りして、その後回収等の作業もございまして、あと空き店舗の調査等もございまして、例えば空き店舗調査に限りますと、所有者の方々に意向的なものをちょっと突っ込んでお聞きする場合もあるかもしれませんし、各商店、個人商店の方々にちょっとこういった売り上げの面ですとか、跡取り問題ですか、ちょっとそういったところも、聞きづらい面も間々聞く場合もあるかと思っておりますので、その点につきましての指導等も含まれているものと解釈しております。

以上でございます。

金澤委員 今の答弁よくわかりません。だから、何を指導するのですかと聞いているのです。だから、もうちょっと正確にわかるように教えてください。

商工課主幹 指導という言葉につきましては、ただ単に調査の新規雇用の人への指導という面と、その前の段階の調査全般に対して、指導というのは新しく雇用する方へのもちろん指導も含まれますし、そのほか集積と分析の関係の、指導という言葉は適切ではないかと思っておりますけれども、技術的な技術料という形でご理解いただけたらと思っております。

以上でございます。

金澤委員 技術料というのは何の技術ですか。技術料というと、何かブラックボックスみたいな形でよく具体的に見えないのです。何の技術ですか。

商工課主幹 これは、いわゆる実態調査でございますので、まず先ほど課長のほうの答弁で大まかな調査項目は確定しているというお話をさせていただきました。ですが、これは私どものほうで一般的な、また市町村から取り寄せたような調査の項目でございます。まずそれに対して入間市の現状に合わせた項目の追加ですとか削除、調査項目の見直し等の調査自体への技術的なアドバイス及び集まったアンケート等を分析し、また報告書を作成するまでの技術料という形でございます。

以上でございます。

金澤委員 そうすると、ちょっと技術という言葉がテクニカルな話なのですが、では一般にわかりやすく言うとアイデア料とかそういうところなのですか。

商工課主幹 アイデア料というのが適切な言葉かどうかわかりませんが、いわゆる商店街等の調査項目を分析して、その結果をある程度報告書という形でまとめていただくまでを業務として委託をするわけでございます。その中には先ほどお話ししました歩行量調査、この商店街、実際昼間何人ぐらい歩いているのか、夜間になるとどのくらいになるのかとか、あと例えば土曜、平日ですとどのくらいの歩行量があるのか、休日どのくらいの歩行量になるのか、そういったことからを逆算しまして、ここに店舗を構えるに当たりましてのいわゆる基礎資料、通行人が1日何人ぐらい、平日何人ぐらい、休日どのくらい人が通る、ということは何のくらいの集客が見込めて店舗を出すというか、そういったようなある程度の資料等の作成も含んでおりますので、そういったところを総合して含めた報告書作成への技術提供料、指導料という形でご理解していただきたいと思っております。

以上でございます。

金澤委員 私も最初も何度も言ったように、この実態調査をすること自体は別に反対ではないのです。だれがどのように、有効的に効果的にやるかどうかを今お話しさせていただいているので、最終的にこの予算の総額の中でそれが十分有効的に使われたかどうかは、最終的なその報告書が上がってきた時点で、また改めて検証させていただくということとさせていただきますと思います。

ちょっとまた別の視点でお聞きしたいのですが、ちょっと総括でも出たのですが、この緊急雇用の県の補助金を受けて入間市で実施するわけですが、その雇用が入間市民に特定できないと、下手したらそれこそさいたま市でも、それこそ川越市でも、どこの人間が来るかもちょっと特定はできないのだというふうな答弁があったのですが、これがある程度発注する際に、見積もり合わせ含めて発注の段階で、そのコンサルさんならコンサルさん、業者さんに特段の配慮をすることというような指導、要請というの、お願いというのは、これは不可能なのですか。例えば独禁法が絡むとか何とかという、不可能なものなのですか。

商工課長 お願いすることは可能であります。

金澤委員 可能であるとするならば、していただくことはできますか。

商工課長 この事業は、埼玉県の基金を利用しているものであります。それで、必ず県内のハローワークを通じて新規雇用を行っております。ですから、お願いをして、その中から市内の従業員を新規で雇うことは、お願いをすることは可能だと思っております。ただ、今回のこの調査につきましては、これ個人的に思っている、意見を言ってしまうといいものかわかりませんが、個人的には地元の商店街に行くのに、近所の方が聞きに行くのと、ある程度住んでいるところが遠いところの人が聞きに行くのでは、地元の商店主の感情的なことを思うと、近所の人よりはかえって外の方が行った方がいいのではないかなと個人的には思っております。ですから、私の所存では、この調査に限っては市内の雇用を依頼する予定は今のところありません。

金澤委員 確かにそこは、見解の相違だと思うのです。ところが、実際問題、私は逆に聞かれる立場だったら、本当に市の委託を受けたかどうか怪しい人、業者が来て、いきなりお宅の後継問題教えてくれ、売り上げ教えてくれと言われて、素直に答える気になれないのです。本来そもそもこれはきちんと組合なら組合と、商工課を含めて環境経済部のほうがきちんと事前説明会をやって、これこれこういうような実態調査に協力してもらいたいと、きちんと組合員さんにご理解いただいた上で初めてできるものであるし、またそれはお願いさせていただきたいのですけれども、まずその点いかがですか。

商工課長 当然当初の予定から、商工会を通じて全員にお願いをして、それで事業を始める予定であります。ただ、事前の説明会については今のところ計画しておりません。

金澤委員 予定はしていないのだけれども、やる気はないのですか。

商工課長 協議してみます。

金澤委員 それで、ちょっと話飛んでしまってあれなのですけれども、先にではお聞きしますけれども、今回これについて、商工会とどのような連携とられていますか。今お話の中でも、商工会を通じて皆さんに通知するなり教える、お願いをするというふうな話だったのですけれども、そうすると商工会との連携というのはやっぱり大事だと思うのです。商工会とその商店街の組合さん、それとあと市が、3者がやっぱり連携しないとよりいいもの出てこないし、回収率も上がらないと思うのです。そのような意味で、商工会さんとはこの補正に対して、これ補正予算計上するに当たってどのような連携をとられているのですか。

環境経済部長 この事業、そもそものいきさつというのは私が提案者なのです。私が3年前に部長に就任したときに、商工の基礎資料というのが何にもないのです。何でないのという話になったら、3年に1遍しか調査しないからということで古いデータしかなかったということ、ましてや商店主のデータも何もないという状況でこれ始めようということなので、商工会とは直接連携を図ってこういうことをやりますよという話はしておりませんが、一番問題なのは

商工者の調査、今までいろいろ繰り返されている中で、商工業者はまともなアンケート調査に答えてくれる人は少ないのです。ですから、データが非常に、はっきり言って信憑性が薄いというようなことが多いものですから、空き店舗がなぜ起きたのかとか、そういうことがなかなかつかみ切れない、実態がつかみ切れないということが多かったものですから、今回はきちっと腰を据えて、市として基礎調査をきちっとしておこうと、こういう形で始めたものですから、商工会との直接的な連携はないのです。ただ、私どものやる調査に協力してほしいということは、私のほうから商工会長のほうへご説明申し上げてあります。

以上でございます。

金澤委員 やっぱり腰を据えてしっかりと、もう今後商店街活性化のために腰を据えた基礎データ収集に当たるという、その決意は非常に私はすばらしいものだとは評価します。事前の私の調査でも、商工会のほうとお聞きしましたがけれども、去年の秋ごろに、予算取りのころにちょっと下話がありましたけれどもというような話で、その後は何もご連絡もないようです。今後この事業に当たるに当たっては、先ほどの繰り返しになりますけれども、しっかりと商工会と連携をして頑張っていたいただきたいなというふうに、これは要望させていただきます。

それとあと、発注の仕方について確認なのですが、これは私個人的には、先に言わせていただくとどのような、先ほど行ったアイデアありましたね。アンケート項目にどのような項目を追加したらいいのかとか、そのようなアイデア分として、やっぱりプロポーザル型の発注をしていただきたいと、単純に値段が安いとか、市内業者だったとか、そういうものではなくて、しっかりとこの調査が、初めての調査ということですから、これが大変今後の基礎となるデータになるわけですから、それにプロポーザル型の発注の仕方をしていただきたいのですが、今現在想定されている発注の仕方は単純な金額の高い、安いだけなのか、どうなのですか。

商工課主幹 委員さんのご提案、よくわかりますが、あくまでこれ県の補助金を受けての事業となりますので、やはり安価なところに発注をしないと、県等の監査等々もろもろの今後の事務遂行にやっぱり支障を来すという形になりますので、その辺につきましてはやはり見積もり等の一番安価な業者に決定というのが通常かと思えます。

なお、業者の選定に当たりましては、先ほど来お話ししておりますが、単純に入間市を全く知らないような業者には発注をする、指名といいますか、お声がけをする予定はございませんので、入間市の実態をある程度把握している業者の中から選定させていただきたいと考えております。

以上でございます。

金澤委員 ちょっと今の発言、ご答弁の中で、そのバランスは難しいと思うのです。入間市をよく知っているということと、実際にそのアンケートを含めて分析、さらに今後商店街の活性化の

ための提案、このようなアイデアがある業者と、単に市内よく知っているというだけの業者と、どちらがより商店街のためになるかということとの、これ裏、表になると思うのですけれども、その点はどのようにお考えですか。

商工課主幹 その点も、今委員さんのほうのご意見を参考にしながら、業者選定の際にそういった形のこと聞き取りをしながら考えていきたいと考えております。

以上でございます。

金澤委員 その見積もりの際に、どのような提案があるかどうかをその時点で受け付けるということではできるのですか。

商工課主幹 あくまで発注、通常の形になりますので、仕様書等での発注になりますので、それを文面化して提案を受けたとしても、やはり価格的な最低金額を提示した業者への落札という形になるかと思えます。

以上でございます。

金澤委員 だから、その最低価格を落とさなければいけないというのはわかりましたと、ただし各見積もり、4社か5社かわかりませんが、出していただくときに、さまざまな提案をつけて出していただく準プロポーザルみたいな形にすれば、それが最終的に入間市商工行政としての財産になるのではないですかと、そのための一つのきっかけになるのではないですか。それどうお考えですか、できないのですか。

商工課長 見積もり合わせのときに、金額だけでなく、その他の部分も十分考慮して決めたいと思います。

環境経済部長 補足させてもらいます。申しわけございません。

この委託料360万6,000円ですか、この予算を使つての見積もり合わせをするということなのですが、これは管財課に依頼しての入札行為をするということになれば、もう当然決まったとおりやるわけですから、プロポーザル型の、今委員長提案のようなお話はとてもできる話ではございません。ただ、見積もり合わせをする前に、これは管財を通す形ではなくて見積もり合わせ業務として商工課でやらせていただくつもりでおりますので、見積もりをいただく予定のところの候補者を絞る前に、幾つかの業者さんにそのご提案の趣旨、今言われたような趣旨のことを少し見積もりを出すところをつけていただくように言っていただいて、その中から、ああ、この提案ぐらいをするようなところはよろしいのではないかというような選定材料にさせていただきたい。必ずしもそこが安い金額でとっていただけるかどうかはわかりませんが、そういう形は配慮していきたいと思えます。

以上です。

金澤委員 今のご答弁、非常にいい答弁、前向きな答弁いただきまして、ありがとうございます。その方向でしっかりとさせていただいて、また今回のこの事業費そのものがどこまで有効に活用

できたか含めて、その報告書を楽しみに待ちたいと思っていますので、頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

副委員長 それでは、委員長を交代いたします。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ環境経済部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで環境経済部所管のもの審査は終了しましたが、建設部及び区画整理部所管のもの審査が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時31分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、建設部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

建設部長 議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち建設部所管のものについて主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。補正予算説明書10ページから11ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金、節2都市計画費補助金440万円の増額は、安川新道線事業で要望している社会資本整備総合交付金の内示額が要望額よりも増額されたことによるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。補正予算説明書30ページから31ページをお開きください。款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路橋りょう維持費、大事業、道路等緊急補修事業4,000万円の増額は、道水路等の危険箇所、破損箇所等を緊急的に維持補修するものですが、今後予算額の不足が見込まれることから増額したものでございます。

目3道路橋りょう新設改良費、大事業、道路等整備事業1,477万3,000円の増額の主なものとしては、市道幹46号線用地取得面積が確定しましたが、当初見込みよりも取得面積が増加したため、その分の増額を補正したものでございます。また、新たに市道C513号線の補償工事も計上させていただきました。

次に、項3都市計画費、目1都市計画総務費、大事業、市道拡幅整備事業1,099万7,000円の増額は、道路拡幅整備要綱に基づく無償譲渡申請件数が増加傾向にあることから、これに

に伴い物件補償費の増額が見込まれるため、増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2街路事業費、大事業、都市計画道路整備事業、中事業、安川新道線整備事業1,230万1,000円の増額は、歳入でご説明いたしましたが、社会資本整備総合交付金が増額となったことにより、用地取得箇所の追加等事業費を見直したことによるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ建設部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで建設部所管のもの審査は終了しましたが、区画整理部所管のもの審査が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時40分 再開

委員長 では、会議を再開いたします。

次に、区画整理部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち区画整理課所管のものについて提案理由をご説明申し上げます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第2号）説明書によりご説明申し上げます。

歳出についてご説明申し上げます。32ページから33ページ、款8項3目4土地区画整理費、大事業、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業1,450万円の減額は、国庫補助金の交付額の決定に伴い、特別会計繰出金を減額するものでございます。

同じく大事業、入間市駅北口土地区画整理事業3,500万円の増額は、国庫補助金の交付額の決定に伴い、特別会計繰出金を増額するものでございます。

同じく大事業、扇台土地区画整理事業921万3,000円の減額は、国庫補助金の交付額の決定に伴い、特別会計繰出金を増額するものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ区画整理部所管のものについての質疑を終結いたします。
これで各部ごとの質疑が終結いたしましたので、これより討論に入ります。
討論願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。
これより議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算(第2号)のうち所管のものを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。
暫時休憩いたします。
午後 1時42分 休憩

午後 1時43分 再開

委員長 会議を再開いたします。
次に、議案第71号 平成23年度入間市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。
議案の朗読は省略いたします。
提案理由について、執行部から説明を求めます。
歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

建設部長 議案第71号 平成23年度入間市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、補正予算説明書によりご説明を申し上げます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。補正予算説明書8ページから9ページをお開きください。款5繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金5,000万円の減額につきましては、前年度決算の確定により減額するものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金9,368万5,000円の増額につきましては、前年度決算の確定による増額によるものでございます。

次に、款7諸収入、項3雑入、目1雑入1,453万8,000円につきましては、平成22年度水道事業会計の確定により、平成22年度下水道使用料徴収等委託料に精算金が生じたことによる返還でございます。

次に、款8市債、項1市債、目1下水道債2,000万円の減額につきましては、平成23年度

起債計画を変更するものでございます。

次に、款9県支出金、項2県補助金、目1下水道費県補助金379万4,000円につきましては、埼玉県より緊急雇用創出基金市町村事業費補助金の内示を受けたもので、補正計上するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。補正予算説明書10ページから11ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目2下水道普及促進費172万1,000円及び款1総務費、項1総務管理費、目3下水道維持管理費207万3,000円の増額につきましては、県からの緊急雇用創出基金市町村事業補助金を活用して水洗化普及及び促進事業及び不明水対策事業を実施するものでございます。

次に、款2事業費、項1事業費、目1下水道建設費3,360万円の増額につきましては、入間市北口土地区画整理事業地内において新たに霞川雨水13号幹線工事を実施するための予算計上するものでございます。なお、本年度は雨水管布設事業で2カ年の継続事業とし、総額8,400万円のうち、本年度は3,360万円を計上するものでございます。

以上で補正予算（第1号）の概要説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 地方債の関係で2,000万円減らして1億1,550万円ですか、という形にして、残高のほうがこれで118億3,567万6,000円ということになっていきますけれども、この中で順調にこのところを返して、前年が125億円、その前が134億円だから、かなり順調に減らしてきているのだと思う。そういう中で、今118億円残っている中で、高利子のもの、高い利子のものは今どのくらいが残っているのですか。

下水道課長 申しわけございません。詳細について今持ち合わせておりません。以前繰上償還、これを行ったときに7パーセント以上はありません、もう。そこで、7パーセント以上ありませんので、6パーセント台までが存在いたします。

以上でございます。

石田委員 6パーセント台が残っているということになると、それについての借りかえというのは、可能性はどうなのですか。国のほうで例えば条件の緩和とか、そういうのはないのですか。

下水道課長 これにつきましては、平成19年から3カ年で法改正して、その後また時限が3年延長されたのですけれども、そもそも入間市が7パーセントを無償で繰上償還する条件というのがぎりぎりだったのです。その後、そのハードルは変わりませんので、ますます6パーセントになりますと、入間市の財政状況からすると借りかえはできないと、困難であるということでございます。

石田委員 入間市のほうの財政状況が困難だからできないというのか、国のほうの条件として、例えばここでまた地方交付税も交付団体になりましたよね。そういった変化の中で、新しい条件として何か国のほうの緩和みたいな、出てこないのですか。

下水道課長 私が承知している範囲内では、入間市の条件ということではなくて、この無償の借りかえの条件というのが変わらないので、これには入間市の財政状況が合致しないので該当にならないと、こういうふうに理解しております。

石田委員 一般会計で約300億円からの借金があって、今それと次に大きいのはやっぱり下水道が118億円というのが残っているという状況なのですけれども、その118億円を今後今のペースで減らしていくということが可能なかどうか。年間例えば10億円なり15億円なり減らしていくことが毎年可能なかどうかという今後の見通しはどんな状況なのですか。

下水道課長 これは、大ざっぱな計算なのですけれども、例えば入間市は認可の事業拡大を凍結している状況でございます。その間に維持管理業務を中心に行っているわけなのですけれども、新規のその新たな借り入れ、これについては下水道事業債は余り考えていないのですけれども、ただ荒川右岸の建設費、これは入間市の負担分でございますので、これについては毎年約1億円ぐらいずつの新たな起債の借上げというのを予定しています。それを考慮しつつ計算しますと、100億円を切るのが平成30年ごろには……

〔何事か言う人あり〕

下水道課長 ごめんなさい、失礼しました。これ間違えました。平成二十六、七年、このころには100億円を確実に切るということでございます。

委員長 今、でも答弁ちょっと中途半端だけれども、実際にはその後布設がえでまた膨らむ時期が来るのですよね。ちょっと答弁を補足してください。

下水道課長 ただいま、平成19年から10年程度凍結というお話ししましたけれども、もし仮にそれが凍結が解けて、また新たな事業認可の拡大が始まれば、当然また新たな起債というのが生じますので、今の計算は全く凍結をそのまま維持した上での推定数字でございますので。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第71号 平成23年度入間市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 1時55分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第72号 平成23年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算
(第1号)

委員長 次に、議案第72号 平成23年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第72号 平成23年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ1,709万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億7,809万3,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算(第1号)説明書によりご説明申し上げます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。7ページから8ページ、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1区画整理事業国庫補助金1,450万円の減額は、国庫補助金の交付額が決定したことによる減額でございます。

次に、款4項1繰入金、目1一般会計繰入金1,450万円の減額は、国庫補助金の減額に伴い、特別会計繰出金を減額するものでございます。

同じく款5項1目1繰越金4,609万3,000円の増額は、平成22年度の決算収支の確定によるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。9ページから10ページ、款2項1目1事業費1,690万円の増額につきましては、国庫補助金の確定により、大事業、調査設計等委託事業、中事業、測量委託料2,200万円及び設計委託料100万円を減額し、同じく大事業、工事費、中事業、林川改修工事費2,400万円の増額及び大事業、物件等補償費、中事業、物件等移転補

償料として新たに1棟分の建物移転1,100万円と中事業、電柱等移設補償料460万円を増額したいものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 林川の改修工事というのは、これ10メートル掛ける190メートルになっていますよね。それで、遊歩道として整備を行うというのですけれども、どんな形ですか。結構やっぱり単価的にもこんなにかかるのかなという感じがするのですけれども。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 ただいまの質問についてご回答申し上げます。

林川の改修工事といえますのは、お配りしてあります図面のなかよし公園の西側の部分なのでございますが、当事業が始まる前は、ここは開水路でございました。そこをボックスカルバートにしまして、暗渠型の河川に変えたものでございます。当事業は、事業計画にもございますが、この河川の上部、暗渠型になりましたから上部の利用が可能になっておりますが、その部分を河川の管理用道路と、あと遊歩道として整備するという記述がございます、事業計画に。整備の内容につきましては、舗装工、車が乗り入れられる構造の舗装工と植栽及びベンチ等を設置いたしまして、管理用道路と歩行者が遊歩道、散策路としての利用ができるような整備をするものでございます。

以上でございます。

石田委員 管理用道路というのは、この全体になるのですか。190メートルですか。それと、幅員というのはどのくらいなのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 用地は、10メートルの幅員がございます。そのうちの車が入りできる程度、まだ詳細的な設計は完了しておりませんが、4メートルないし5メートル程度を車が入りできる、乗り入れできるスペースとし、ほかの部分に植栽やベンチ等を置いて、遊歩道としての機能を持たせるという考えでございます。

石田委員 大体イメージ的にはわかりました。

あともう一点です。建物の移転の補償で1,100万円ですか、1棟追加になっています。これは、場所はどこで、いつごろまでに終わる予定ですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 お手元にご配付させていただきました図面上の久保稲荷線と藤沢中央通り線の大きな十字路がございます。それを南においていて、最初の十字路の東側でございます住宅地にあります家屋でございます。終わるといいますか完了する時期でございますけれども、今年度補償契約を終わらせて、年度内中に移転ができればという予定で私どものほうは今執行しております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 ちょっと恐縮ですけども、すぐ終わりますから、委員長交代してもらいたいと。

副委員長 委員長を交代します。

金澤委員 今ちょっと石田委員のほうからも、今回の遊歩道の整備についてベンチ等を置きますよということで、車道の部分と、あと遊歩道の部分と、共有した複合的な道路にしますよという話あったのですが、そこで店名出して恐縮ですけども、ヨークマートさんの西側に、あの旧道の部分です。あそこに、スラロームというかクランク型の遊歩道、遊歩道ではないな、何というのですか、あれは。

〔(コミュニティ道路) と言う人あり〕

金澤委員 コミュニティ道路ですね。コミュニティ道路が設計されているのですが、大変やっぱり地元の方にまだまだ不評で、なかなか受け入れていただけていないのですが、あのような形にされるのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 今ご質問の場所は、区画整理事業で行うためのコミュニティ道路というところで、一般の車両も歩行者の方も常時通行できる区分でございますが、今回の整備する河川の上部の利用につきましては、一般の車両は通行できません。つまり河川の管理のためとかそういったものの管理用車両のみが通行できる部分でございますが、その車が通る部分以外については植栽等を並べて、ですからクランク等を設置するというのではなくて、スピードを出せないような構造にするとかそういうことではございませんので、一般の車両は通行できない構造ということになります。

金澤委員 その件はわかりました。では、ふだんはポール等を立てて車が入れないようにするというふうに理解いたしました。答弁はいいです。

それで、その植栽等というお考えなのですが、大変恐縮なのですけれども、この武蔵藤沢の区画整理地内の植栽というのが非常に残念な状況で、ブロックか何かを積んで木を植えるスペースはいっぱいあるのですが、植わっていないところも多いのです。特に先ほど言ったコミュニティ道路のところとか。あれ、全般として今後維持管理費を含めてどのようなお考えなのですか。何にも植えていないですよ、しばらく。どのようにされるのですか。

区画整理部長 今ご指摘のコミュニティ道路なのですけれども、あそこのところはやっぱり視界が悪くなってしまいうことがございますので、シバザクラみたいな少し草木も植えてやっています。当初は、低木ですか、少し植えていたのですけれども、やはり植栽そのものは少し高くなっておりますので、非常に車から見て、見にくいということもありましたので、今はほとんど多分シバザクラを植えていると思います……

〔何事か言う人あり〕

区画整理部長 植えてあります。そういう草木で今やっております。

以上でございます。

金澤委員 個人的な話ですけども、基本的にはコミュニティ道路なので、今後やっぱり移管した後、事業を終了した後、移管した後の維持管理費も考えると、やっぱり市民にお任せするような、委託した花いっぱい運動の中で、地域でやっぱり植栽等に関しては守り育てていただくような働きかけを今後検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

区画整理部長 これから管理についてもちょっと検討していきたいと思っております。

以上でございます。

副委員長 ここで委員長を交代します。

委員長 では、委員長を交代いたします。

友山委員 さっき林川のほうのウォーキング道路というか遊歩道のところ、これどちら側へつけるのですか、道路は。管理道路というのは、この10メートルのうち、西側ですか。10メートルの中のどっち側へつけるのですか。公園にくっつけて、どっちが管理道路になるのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 まだ詳細的な図面等は確定しておりませんが、この管理用道路の西側には家屋が張りついておりますので、そちらのほうとのちょっと調整をいたしまして設計したいと思いますが、現段階ではセンターに車が通れるスペースを設けて、両側に植栽及びベンチ等を置きたいなという考えでおります。

以上でございます。

友山委員 ということは、10メートルの中に真ん中に5メートルのをつけてしまって、2.5メートル、2.5メートルという遊歩道になって、そこにまた植栽を置いたりベンチを置くという意味ですか、そういうように聞いたのですが、そうですか。

区画整理部長 10メートルの中に管理用道路として4メートルを真ん中に持ってきまして、両サイドに3メートルずつ植栽ですとかベンチを置きたいというふうなことです。

友山委員 先ほど5メートルと言ったような気がしたのですが。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 4メートルないし5メートルと答弁いたしました。

〔(じゃ、どっち……) と言う人あり〕

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 まだ確定をしていませんでしたが、4メートルで計画ということで訂正させていただきます。

友山委員 その植栽が、3メートルのところにベンチを置くというのは、どのような置き方、普通今不老川のところ、私なんか歩いているのですけれども、結構草が出てきたりして、犬の散歩だとかすると行き違いに結構不便してしまうのです。ですから、3メートルあれば、あと2メートルありますから、かなりになるでしょう。ベンチなんかどういうところに置く予定なのですか、どんなふう。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 今私どもの計画しておりますのは、植樹帯と申しまして今議員のご指摘のあったの、帯状に植栽を設置するものではなくて、植樹升、スポット的に置くのと、ベンチもスポット的に木陰をつくって、そこに休憩できるようなスペースを置きたいと。余り植栽をしてしまいますと、また管理面の費用とか、あと先ほど申しました西側の家屋の方との調整とかいろいろございまして、余り予算的にお金をかけないような形で、スポット的に植栽とベンチ等を点々、ところどころ配置するような構造にしていきたいと考えてございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

議案第72号 平成23年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第73号 平成23年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 次に、議案第73号 平成23年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第73号 平成23年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正と継続費を設定するものであり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,669万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億2,230万4,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第1号）説明書によりご説明申し上げます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。補正予算（第1号）説明書8ページから9ページ、款1国庫支出金、項2国庫補助金、目1区画整理事業国庫補助金1億2,000万円の減額は、交付額の決定によるものでございます。

次に、款2項1繰入金、目1一般会計繰入金3,500万円の増額は、国庫補助金の減額に伴い、一般会計から繰り入れるものでございます。

款3項1目1繰越金2,830万4,000円の増額は、平成22年度の決算収支の確定によるものでございます。

続きまして、歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。予算説明書10ページから11ページ、款2項1目1事業費、大事業、工事費、中事業、宅地造成工事費1,700万円の減額は、造成工事を精査したことによるものでございます。

同じく中事業、その他工事費1,400万円の増額は、国道16号の4車線化工事に伴い、馬頭坂線の一部及び17.5-1号線を早急に整備する必要性が生じたため、国道16号を横断する基地送水管移設工事を2カ年の継続事業として実施したいので、本年度分の年割額を計上したものでございます。

次に、大事業、物件等補償費、中事業、物件等移転補償料6,100万円の減額は、対象物件を精査したことによるものでございます。

同じく中事業、その他補償料700万円の増額は、宅地内工事補償を精査したものでございます。

続きまして、補正予算（第1号）予算書4ページ、第2表継続費並びに予算説明書12ページから13ページ、基地送水管移設工事につきましては、国道16号4車線化の工事進捗及び建物移転等の状況により、2カ年の継続事業としたいものでございます。年割額につきましては、平成23年度は工事費の40パーセントとなる1,400万円を、平成24年度では残額の60パーセントとなる2,100万円としたいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 今最後に説明あった基地送水管移設工事、これは平成23年度どちらからやるのですか。霞川沿いのほうからやるのか、国道16号横断しているところ、これはどちらからやるのでしょうか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 推進工事でございますので、発進立て坑というのと、それから両方ございます、到達と。到達側は、本来低い側から送るのですけれども、

今回場所がないということで、馬頭坂線の上のほうから、国道16号に対して南側から発進立て坑をつくって、北に向かって穴を掘ります。絵のほう、添付の図面がございしますが、下側から上に向かって掘るというイメージでよろしいでしょうか。

石田委員 あとこれは、水道会計でも何かこの基地送水管の関係出てきますね。これは、図面上で大體場所わかりますか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 私ども図面で赤く塗ってございしますが、その右側、絵でいう右側に、東側になります、下水で行います雨水管がございします。さらにその右側、東側になりますけれども、水道部の水道管が入ります。そういう形になります。イメージとしては下水のほう、雨水管がセンターだというふうに考えていただければよろしいと思います。

石田委員 そうすると、この基地送水管の関係で、これ何ミリだったかな、ミリは書いていないですけれども、太さと取水権というのはどのくらいということにとらえているのですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 ちょっと取水のほうは私、申しわけないですが、わかりかねますが、一応私どもが設計をしているのは250ミリの管を抜くという考え方です。さや管の考え方もございしますけれども、中、本体は250ミリで抜きます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

議案第73号 平成23年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時16分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第74号 平成23年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

委員長 次に、議案第74号 平成23年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第74号 平成23年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算からそれぞれ7,096万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億3,204万円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第1号）説明書によりご説明申し上げます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。補正予算（第1号）説明書の7から8ページ、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1区画整理事業国庫補助金6,900万円の減額は、交付額の決定によるものでございます。

次に、款4項1繰入金、目1一般会計繰入金921万3,000円の減額は、国庫補助金の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

款5項1目1繰越金725万3,000円の増額は、平成22年度の決算収支の確定によるものでございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。9から10ページ、款2項1目1事業費7,096万円の減額は、国庫補助金の交付額が確定したことに伴い、委託料、工事請負費及び物件等補償費を精査したことによるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 図面いただいているのですけれども、平成23年度整備予定箇所というのが書いてあるのですが、これが補正予算の場所ですか、それとも1年間の予定のところですか。

扇台土地区画整理事務所長 工事費の一部、扇台愛宕公園線なのですけれども、一部振りかえましたので、新しくなったところをこれに入れさせていただきました。あとほかのところに赤い色が塗ってある部分があると思うのですけれども、そこは当初予算で見たところでございます。そこだけ一部私道部分が絡んでおりまして、地権者が理解が得られなかった部分がありましたので、扇台4号線の部分なのですけれども、ちょっと振りかえさせていただいたので、図

面に載せさせていただきました。

石田委員 今回の補正予算で街路築造工事870万円ですが、これは図面の中のどれなのですか。

扇台土地区画整理事務所長 主にこの4号線の部分、減らしてふやした形になっておりますけれども、それとあと扇台4号線の部分がふえていますので、そこにふやしてはおります。延長は57メートル、幅員9メートルの道路をやっておりますけれども、その分ふやしてあります。

石田委員 すると、これは870万円の根拠としては、幅員が9メートルで延長が57メートル、それをつくる費用が870万円ということでもいいのですか。

扇台土地区画整理事務所長 主にその部分でふやしてあります。若干ほかの部分も多少見直しをしておりますので、細かい部分はありますが、基本的にはここで。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

議案第74号 平成23年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第75号 平成23年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 次に、議案第75号 平成23年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第75号 平成23年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ1,154万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億3,104万5,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第1号）説明書によりご説明申し上げます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。補正予算（第1号）説明書の7から8ページ、款4項1目1繰越金1,154万5,000円の増額は、平成22年度の決算収支の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。9から10ページ、款2項1目1事業費2,370万円の増額は、大事業、工事費、中事業、街路築造工事費を精査したこと及び新たに区1号線街路築造工事を行うものでございます。

次に、款3項1公債費、目2利子1,221万9,000円の減額は、平成22年度地域開発事業債の借りかえが低利で借りられたことによる減額でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 最後のところで、償還の利子が1,423万2,000円組んでいたのが201万3,000円で済んだということで、今借りかえが低利で済んだという話なのですが、もうちょっとその中身、最初で借りていた利子が幾らで、今回借りかえによって幾らになったと、その辺の内容をちょっと詳しく説明してもらえますか。

狭山台土地区画整理事務所長 今回の借りかえにつきましては、4億7,440万円の借りかえ……

〔(ちょっとゆっくりお願いします。4億……) という人あり〕

狭山台土地区画整理事務所長 4億7,440万円です。その借りかえに関しまして、市内の金融機関から見積もりをとりましたところ、一番安いところが0.4パーセント、当初の見込みにつきましては3パーセントということでやらせてもらったのですけれども、マイナス2.55ポイント安く済んだという形になります。

それで、今回は3回目なのですが、前回の借りかえのときにつきましては、1.1パーセントという形になっております。

〔(当初予算で何パーセント) という人あり〕

狭山台土地区画整理事務所長 当初予算では3パーセントを見込んでおりました。それが0.45になりました。0.45です。

石田委員 これは市内の金融機関からで、民間から借りられたということですね。

狭山台土地区画整理事務所長 市内の民間の市中銀行になります。すべてに見積もりを出しました。

石田委員 現在借りているものについて、よく国だとか何かで金借りていますね。そのときに、条件として、ほかで市内の民間から借りて、借りかえというのは可能だということを最初からわかっていたのですか。

狭山台土地区画整理事務所長 今回3回目なのですけれども、3回目ということで民間から借りると
いう形になっております。

石田委員 ですから、最初から普通一般的には国のほうから借りたりすると、なかなか借りかえ認め
ないではないですか。それが今回認められたという要素は何でしょうか。

狭山台土地区画整理事務所長 総務省並びに県の許可を得まして、市中銀行から借りかえを行いました。
た。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論をお願いします。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

議案第75号 平成23年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計補正予算（第
1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時26分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第76号 平成23年度入間市水道事業会計補正予算（第1号）

委員長 次に、議案第76号 平成23年度入間市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたしま
す。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

水道部長 議案第76号 平成23年度入間市水道事業会計補正予算（第1号）の概要につきましてご説
明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。今回の補正予算、第2条の収益的支出の補正につつま

しては、既決予定額29億812万2,000円に1,453万9,000円を増額し、補正後の予定額を29億2,266万1,000円とするものです。これは平成22年度分の下水道使用料調定等受託事務手数料の精算に伴い、下水道事業会計への返還が生じることから、増額するものです。

次に、第3条の資本的支出の補正につきましては、既決予定額9億8,316万5,000円に2,100万円を増額し、補正後の予定額を10億416万5,000円とするものです。これはことしの5月の末に国土交通省大宮国道事務所より国道16号の狭山市方向から入間市河原町西洋館付近までの4車線化と入間市都市計画道路馬頭坂線との交差点改良工事について、平成24年12月までに完了させるとの連絡があったことに伴い、当初平成24年度に予定していた国道16号を横断する送水管布設工事の実施時期を早める必要が生じたことから、本工事の設計委託料630万円及び工事請負費1,470万円の合計2,100万円を増額するものです。なお、この補正予算によりまして、資本的支出額が2,100万円増額となりますので、損益勘定留保資金等で補てんする額については5億6,604万8,000円となり、過年度分損益勘定留保資金1億9,604万7,000円等で補てんすることになります。

次に、第4条の継続費の追加につきましては、第3条の資本的支出で説明をさせていただきました入間市駅北口土地区画整理地内送水管布設工事その1にかかわるもので、この工事期間については、他の公共工事である雨水管工事や街路築造工事などとの関連により、工事時期を平成24年2月から7月ごろに実施しなければならないことから、2カ年の継続事業として実施するものです。総額を3,675万円と予定しており、平成23年度及び平成24年度の年割額を定めるものでございます。

以上で補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

駒井委員 この北口の工事は国道16号の4車線化の工事が早まり、それに伴って送水管を布設するということですが、区画整理内の一番東側の馬頭坂線に布設する意義と工事内容についてお伺いいたします。

水道工務課長 それでは、ただいまの質疑にお答えします。

この送水管は、豊岡配水場から豊岡低区配水区域であります牛沢を含めた仏子の一部の地域と春日町、鍵山、黒須方面などへの自然流下のための送水管の工事でございます。現在はこの豊岡低区への送水管は丸広と豊岡整形外科前の国道463号、ここにダクタイル鑄鉄管250が入ってしまっていて、これのみしかございません。そこで、今回布設している送水管のルートが新しいルートとして計画したもので、豊岡配水場から市道幹55号線、学園通り線、これと馬頭坂線に布設して今計画しております。供用開始は平成25年3月を予定しております。

この新しいルートが完成することで、先ほど述べました地域へのさらなる安定給水の確保が図れることとなります。

また、今回の補正予算としては、市で計上したものは国道16号と馬頭坂線の交差点の工事でございます、ダクティル管の300ミリを50メートル布設するものでございます。

なお、国道16号は通行どめができないため、推進工法により施工を計画しております。

以上でございます。

駒井委員 今新しいルートということで、このルートには災害時はどうなのですか、これは利用できるとかそういうふうな。

水道工務課長 今入れている管種は、皆さん耐震性が高いダクティル管ということで、地震の震度では7来ても全く破損することもないということで、もう品質もそれぞれ保証されているものでございます。今述べましたように、河原町方面から行っているルート、そちらのが今古いわけで、もしそちらに破損が出た場合は、今度の新しいルートのほうから水が生まれるように、一応ループを全部組んでありますので、そのようなことでバックアップが十分できるということになります。

石田委員 全体で3,675万円ということですよ。場所的には先ほど北口の関係で基地の送水管移設工事の図面もらったのですが、80メートルで。これとほぼ同じですか。

水道工務課長 ほぼ同じ場所になります。

ただ、水道のほうが多分一番東側ですか、一応専用位置がそこで区切られておりますので、一番東のほうに入れてくれということで計画はしております。

石田委員 ちょっと素人で工事のことよくわからないのですが、区画整理で基地の送水管へ入れて、今度水道でまた入れるわけでしょう。だったら、一緒に何か共同して、立て坑や何か一緒にするとか、何か方法をとって協力というのはとれる形になっているのですか。

水道工務課長 当初同一でやろうかという考えも持ちました。ところが、やはり一つの管の中に2本入れると、一番の問題が管理上の問題なのです。1つは基地ですから、国のものです。1つは市のものだと。もしその中で破損が起きた場合に、ではどっちがどう直すのだという管理上の問題が出たということがまず1つと。あと費用的な問題、やはり今回私どものほうは300の管で、管は500を入れます。500の管を先に推進させて、その中に300の管を入れるとなります。なおかつ、それに今度基地の管入れるとなると、1メートル以上の推進管が必要になってくると、今度は推進機が大体500を超えると、値段が全然違ってきてしまうのです。ですから、もう予算的にこれ以上大きいものをやると、これが倍まではいきませんけれども、3割、4割割高になってしまうと。そういう結果で、やはり単独施工のほうが安いだろうという結論になりました。

石田委員 大体状況わかりましたけれども、いずれにしても、両方一緒にするというやつも一応費用

的にはどのぐらいかかるというのは計算はやったわけですね。

水道工務課長 全部試算はしてございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

議案第76号 平成23年度入間市水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告(午後 2時35分)

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって都市経済常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

都市経済常任委員会委員長 金 澤 秀 信

都市経済常任委員会副委員長 横 田 淳 一